

令和4事業年度 事業報告書

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月31日

独立行政法人福祉医療機構



Welfare And Medical Service Agency

～ 福祉と医療の民間活動を応援します ～

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	5
(1) 機構の理念、方針等	5
(2) 機構事業展開の方向性	6
3. 法人の目的、業務内容	7
(1) 法人の目的	7
(2) 業務内容	7
4. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	8
5. 中期目標	9
(1) 概要	9
(2) 一定の事業等のまとめりと目標	9
6. 中期計画及び年度計画	10
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	13
(1) ガバナンスの状況	13
(2) サービスの持続的提供体制	14
(3) 役員等の状況	18
(4) 職員の状況	18
(5) 重要な施設等の整備等の状況	18
(6) 純資産の状況	19
(7) 財源（インプット）の状況	19
(8) 民間資金調達状況	21
(9) 社会及び環境への配慮等の状況	21
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	22
(1) リスク管理の状況	22
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	23
9. 業績の適正な評価の前提情報	27
(1) 福祉医療貸付事業	28
(2) 福祉医療経営指導事業	34
(3) 社会福祉振興助成事業	36
(4) 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）	38
(5) 退職手当共済事業	41

(6) 心身障害者扶養保険事業	43
(7) 年金担保債権管理回収業務	44
(8) 労災年金担保債権管理回収業務	44
(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	45
(10) 一時金支払等業務	46
(11) 補償金支払等業務	46
10. 業務の成果と使用した資源との対比	47
(1) 自己評価	47
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	48
11. 予算と決算との対比	49
12. 財務諸表	50
(1) 貸借対照表	50
(2) 行政コスト計算書	51
(3) 損益計算書	51
(4) 純資産変動計算書	52
(5) キャッシュ・フロー計算書	52
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	53
(1) 各財務諸表の概要	53
(2) 財政状態及び運営状況について	58
14. 内部統制の運用に関する情報	59
15. 法人の基本情報	60
(1) 沿革	60
(2) 設立に係る根拠法	60
(3) 主務大臣	60
(4) 組織図	61
(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	61
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	62
(7) 主要な財務データの経年比較	62
(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画	62
16. 参考情報	65
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	65
(2) その他公表資料等との関係の説明	66

※ 本書に掲載の各数値は四捨五入している。

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は「福祉の増進並びに医療の普及及び向上」を図ることを目的として、福祉・医療に関する多様な事業を展開しています。

昭和 29 年設立の社会福祉事業振興会及び昭和 35 年設立の医療金融公庫から、前身の社会福祉・医療事業団（昭和 60 年設立）を経て現在に至るまで、我が国の福祉医療制度の歩みとともに事業を展開しており、福祉・医療サービスを提供している事業者への支援を通じた福祉医療施策の推進や福祉的支援を必要とする方への生活支援の充実に貢献してまいりました。

我が国では、急速な少子高齢化が進行する中、待機児童問題、特養待機者問題及び医療需要の増大や福祉施設等の老朽化への対応のほか、人口減少社会の進行等に伴う福祉サービス提供に係る課題や地域のつながりの希薄化など、福祉・医療分野における喫緊の課題が数多く存在しています。

機構では、これらの諸課題の解決に向けた国の政策効果が最大となるよう、福祉医療貸付事業による施設整備等の資金融通（令和 5 年 3 月末の貸付金残高 5 兆 3 千億円）をはじめ、福祉医療経営指導事業による事業特性を踏まえた経営分析参考指標の提供やリサーチレポートの公表による事業者向け支援の実施、さらに福祉保健医療情報サービス事業によるサービス利用者等への福祉・保健・医療情報の一元的かつ正確な情報提供など、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施しております。

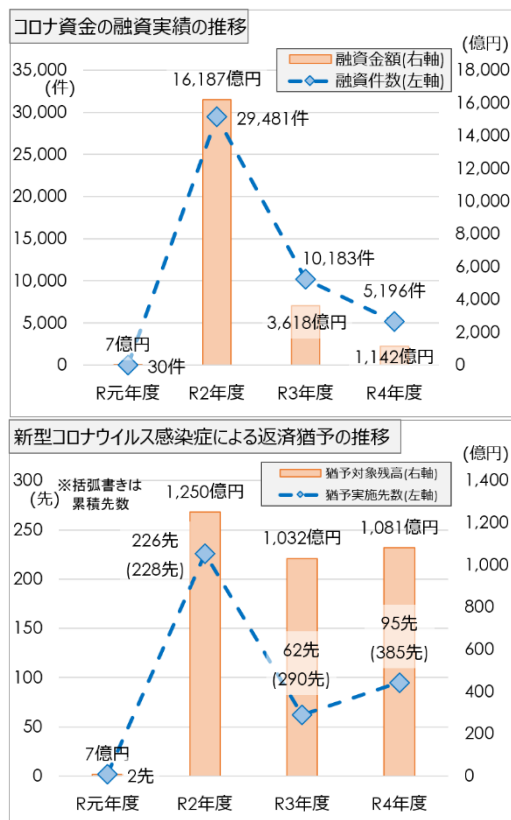
(1) 令和 4 年度の振り返り

ア 新型コロナウイルス感染症対応

① 新型コロナウイルス対応支援資金の融資等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、減収等の影響を受けた福祉・医療事業者に対し、新型コロナウイルス対応支援資金（以下「コロナ資金」という。）の融資を実施しております。感染状況等の変化を受け、令和 4 年度は件数・金額ともに落ち着きを見せたところですが、当該融資制度開始以来の融資実績（累積）は、4 万 4,890 件、2 兆 954 億円となりました。

また、機構の設備資金等を利用中の貸付先に対する返済猶予も実施しており、令和 5 年 3 月末で、猶予手続実施先数は延べ 385 先、猶予制度対象貸付金残高は 1,081 億円となっています。機構の金融支援により、コロナ禍にあっても、福祉・医療事業者のキャッシュ・フローの安定を図り、地域の福祉医療基盤の維持・存続を支えてきました。



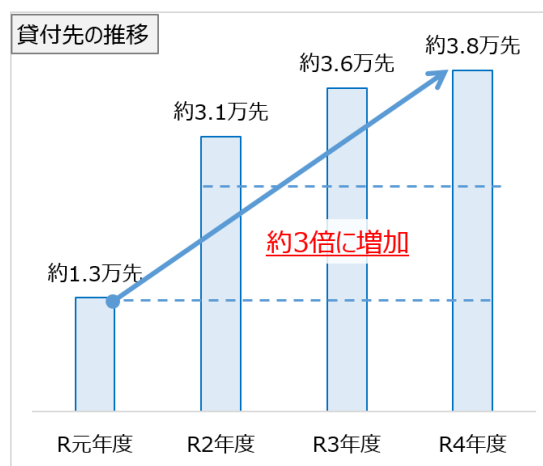
② 貸付先の増加に伴う債権管理業務の対応

コロナ資金の融資実施に伴い貸付先が大幅に増加し、元金償還・各種変更などの債権管理業務、貸付先の事業報告書に基づく財務状況等の把握、リスク管理債権化の未然防止に係る業務、リスク管理債権化後の金融支援及び経営再建支援等に係る業務等が大幅に増加しています。

これらの業務を限られた人員で効果的かつ効率的に遂行するため、債権管理業務全般に係る業務フロー・業務態

勢の見直しを行いました。また、貸付先に対する事業報告書等の提出依頼に係る電話連絡や、貸付先の決算データのシステムへの入力などの定型的な業務のアウトソーシングを進め、機構職員が貸付先の業績悪化の未然防止や返済計画見直しへの対応、経営再建支援等の業務により注力できる態勢の構築を図っています。

今後、コロナ資金に係る元金償還の開始が集中する令和7年度に向けて、業務量の一層の増加が見込まれています。機構では、外部のアドバイザーの知見も活用し、他団体の事例も参考にした業務全般の見直しを進めるとともに、既存業務のシステム化の拡大など、業務量のピークが到来する前の早期段階での態勢整備を進めています。



イ 通常業務

機構では、コロナ資金融資等を実施する福祉医療貸付事業を含め、福祉・医療に関連する 11 事業を通じて、当該事業の確実な実施により国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に寄与してきました。

いずれも公共性の高い重要な事業であることから確実な業務執行を心がけており、令和4年度においては主に次のような実績を上げています。

- ① 感染症対策を伴う施設整備に係る優遇融資制度の創設、コロナ禍以後を見据えた地方自治体・福祉医療関係団体・民間金融機関への情報提供や意見交換の実施〔福祉医療貸付事業〕
- ② 経営悪化のリスクの高い貸付先に対して経営改善に役立つ「福祉医療サービス経営関連レポート」の作成・提供〔福祉医療貸付事業・福祉医療経営指導事業〕
- ③ 物価高騰や人材確保など福祉・医療施設の経営課題を捉えたセミナーの開催や各種調査の実施・リサーチレポートの公表〔福祉医療経営指導事業〕
- ④ コロナ禍により孤独・孤立に陥る危険性がある生活困窮者・生活困窮家庭の子ども等の要支援者を支える団体への助成〔社会福祉振興助成事業〕
- ⑤ 退職者の増加に対応する処理体制の強化や外部委託業務の拡大、システムの利用割合向上等により、目標処理期間内の退職手当金の給付を実施〔退職手当共済事業〕
- ⑥ 制度周知の取組による新規加入者の確実な増加〔心身障害者扶養保険事業〕
- ⑦ I S M A Pクラウドへの切替え、各種情報公開システムの利用率の向上に向けた取組〔福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）〕

- ⑧ ICT技術を活用した各種相談会の実施やWebセミナーなどの実施
[福祉医療貸付事業・福祉医療経営指導事業・社会福祉振興助成事業など]
- ⑨ 年金住宅貸付資金の債権管理と返済金の確実な回収による年金特別会計への
国庫納付を行い、年金給付財源の確保に寄与
[承継年金住宅融資等債権管理回収業務]

(2) 令和5年度に向けて

ア アフターコロナ対応

① 福祉医療基盤に対する支援

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日以降は感染症法上、2類相当から5類感染症へ変更となり新たなステージに移行します。

社会は徐々にコロナ禍以前の生活に戻りつつありますが、福祉医療基盤においては、まだコロナの影響から完全に回復できておらず、さらに近年のエネルギー価格・物価高騰や業種間の人材の流動性の高まりによる人材不足などから、コロナ禍以前にも増して厳しい状況に置かれています。

国民生活のセーフティネット機能でもある福祉医療基盤において安定した良質なサービスを提供するためには、福祉・医療事業者の経営基盤の安定が不可欠であり、機構では、これからも直接・間接の支援を継続してまいります。

先述の金融面の支援に加え、新型コロナウイルス感染症の影響から正常化するために必要な経営情報の提供、セミナーの開催や経営状況の診断を通じたアドバイスなど経営的側面からの支援を充実させていきたいと考えています。

② 福祉医療貸付事業の債権管理回収業務の適切な執行

コロナ資金の融資実施により福祉医療貸付事業の貸付先数・貸付金残高は大幅に増加しており、また、福祉・医療を取り巻く厳しい状況から、地域を支える福祉・医療基盤の維持・存続を念頭にした適切な支援などの期中管理・支援の実施が一層重要になっています。

令和4年度において、信用リスク等管理態勢の強化と債権管理回収業務の効果的かつ効率的な業務の見直しの観点から、助言・運用支援に係るアドバイザリー業務を導入しており一定の成果を上げております。令和5年度においては、当該業務の成果である次の事項を実行に移す段階にあると考えており、信用リスク等管理態勢の一層の強化と債権管理回収業務のさらなる効率化を図ってまいります。

- a. システム化による事務効率化と顧客利便性の向上（融資書類の電子化、貸出条件緩和手続のシステム対応部分の拡大、残高証明書の電子申請・発行 等）
- b. 機構の十分な管理・統制の下で債権管理回収業務の一部に債権回収会社（サービサー）を導入することにより、機構が直接実施する専門性が必要な福祉・医療事業者に係る再建支援と、増加する貸付先に対する適切な業務執行の両立を図る。
- c. 業務ピークに応じた事務処理ルールの見直しによる効率化の推進（貸付金完済時の事務処理見直し 等）

イ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

機構では、デジタル化を通じた利便性の向上や見える化により、福祉医療基盤の確固とした体制整備に貢献していく所存です。

令和 5 年度から、退職手当共済事業に係る新基幹システムの開発を行う予定としており、令和 7 年 1 月を目処として当該システムを稼働させ、業務の効率化や利用者の利便性の向上を図ってまいります。

また、今後、国が求めるDX関連の施策の実施においても、機構の実績や知見を活かして貢献したいと考えており、平成 29 年度から機構で構築・管理・運用している社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム等につき、新たにWAMNET基盤を活用する「医療法人の経営情報のデータベース」の構築にも取り組んでまいります。

(3) 最後に

最後になりますが、機構では、令和 4 年度にビジョン「国の政策を実現する『プロ集団』 福祉医療の進化に貢献します。」を定め、「経営理念（民間活動応援宣言）」と「運営哲学」と合わせて、組織運営の根幹としております。

また、近年では、独立行政法人の業務の適切な執行の観点から「内部統制」の充実に力を入れており、組織の効率的・効果的な運営を目的とした「経営企画会議」や、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理を目的とした「ガバナンス委員会」などの会議体での審議を通じて、組織運営の公正性及び透明性の向上を図っています。

これに加えて、各事業執行の適切性を確保する観点から、3 線モデル（3 Lines Model P23 参照）の考え方を引き続き採用するとともに、監査部門においては、監事及び監査法人と連携した三様監査の実施により、適切な業務運営を行っております。

役職員一人ひとりが環境の変化を鋭敏に捉え、国の政策の一翼を担うという使命感を持って、組織一丸となって我が国の社会保障の向上と安定に貢献してまいります。

今後とも、機構へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構

まつなわ ただし

理事長 松縄 正



2. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 機構の理念、方針等

機構は、理事長のリーダーシップの下、中期目標の達成に向けて果たすべき使命を明確にし、国の各種政策目的の実現に貢献することを目的として、次のとおり、「ビジョン」、「経営理念」、「運営哲学」、「経営方針」を策定しています。

なお、第5期中期計画（令和5年4月から令和10年3月まで）の策定にあたり、「独立行政法人評価制度の運用に関する考え方」（令和4年4月8日 独立行政法人評価制度委員会決定）の趣旨を踏まえ、令和4年6月に「ビジョン」を策定しました。

① ビジョン

国の政策を実現する「プロ集団」

福祉医療の進化に貢献します。

② 経営理念（民間活動応援宣言）

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

1. 民間では対応が困難な政策金融やNPOへの助成などにより、福祉と医療の向上を目指します。
2. 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。
3. 機構の持つ総合力を発揮し、福祉と医療の連携を支援します。
4. 公共性、透明性及び自主性を発揮し、コンプライアンスを徹底することにより、健全性を確保します。
5. コスト意識を徹底し、効率的な業務運営を行います。
6. 強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求します。

③ 運営哲学

1. 永続する進化を旨とし、国の運営に貢献する。
2. 環境変化については鋭敏にこれを捉え、主体的に将来に備え、現課題には迅速・適正に対応する。
また、必要に応じ機構内外資源の総力の活用を心掛ける。不作為は厳にこれを慎む。
3. 高い倫理観にもとづく誠実な活動により、社会基盤としての責務を全うする。

「行動の指針」（個々人及び組織）

1. 能動性
2. 将来予見
3. ダイバーシティの活用

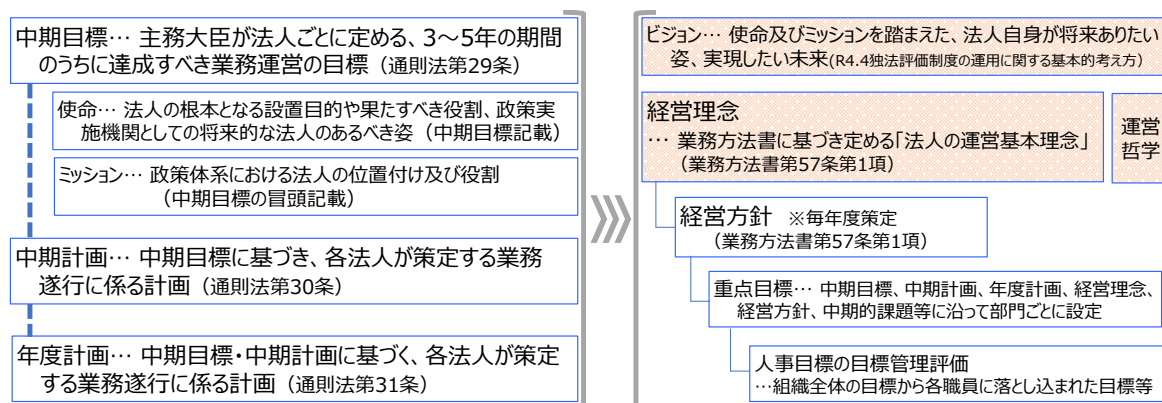
④ 経営方針

1. お客さまサービスの向上
2. 国の政策目的を早期に実現するための業務運営
3. 内部統制の充実
4. 業務の質の向上及び効率化
5. 働きがいのある明るい職場づくり

(2) 機構事業展開の方向性

機構では次の枠組みを中心に事業・業務の方向性を定め、PDCAを回しながら運営を行っています。主務大臣が定める中期目標、機構が定める中期計画及び年度計画を中心に、長期的な観点からの機構のあるべき姿を明確にしたビジョンや、福祉と医療の民間事業活動を支援することを定めた経営理念、運営哲学に基づき、事業展開の方向性を定めています。

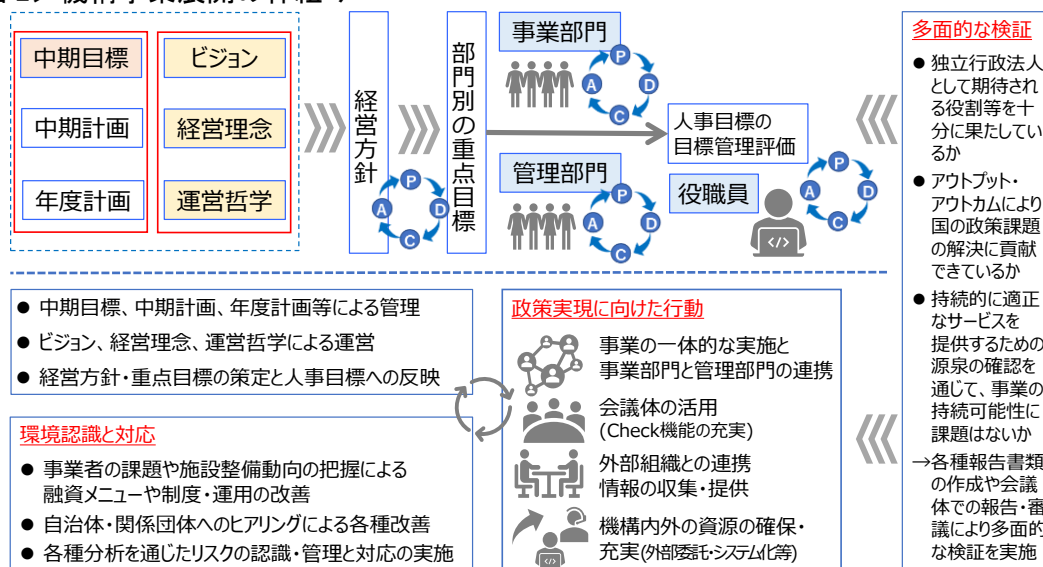
＜図 1＞事業展開の前提となる目標等の体系



毎年度策定する経営方針及び各部門の目標を定めた重点目標により事業部門、管理部門及び組織全体のPDCAを励行し、人事評価制度に組み込むことにより組織目標等を個人目標へ反映し、目標実現のため組織及び構成員が一体となって取り組む態勢を構築しています。

また、各事業では意思決定に必要な情報の入手が重要になります。機構では自治体・事業者団体との意見交換や各種分析等を通じて、事業者の課題や施設整備動向を把握するとともに潜在的なリスクを認識し、融資メニューの改善等により機構に求められる役割を効果的に発揮するよう努めています。さらに、事業の実施に際しては、事業部門間や事業部門・管理部門間の連携、会議体を活用した透明性と客観性のあるPDCAの実践、外部組織との連携などを意識して業務運営にあたっています。

＜図 2＞機構事業展開の枠組み



3. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

機構の目的は、独立行政法人福祉医療機構法（以下「機構法」という。）第3条において、次のように定められています。

（機構の目的）

第三条 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

機構は、その目的を達成するため、以下の業務を行っています。（機構法第12条）

1	社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金の貸付事業
2	社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業
3	社会福祉振興事業者に対する助成事業
4	社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業
5	社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業
6	都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業
7	福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業
8	その他前記に附帯する事業

また、上記の業務のほか、当分の間、以下の業務を行っています。

（機構法附則第5条の2、第5条の3及び第5条の5）

9	承継年金住宅融資等債権管理回収業務
10	年金担保債権管理回収業務
11	労災年金担保債権管理回収業務
12	旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支払等業務
13	ハンセン病元患者家族補償金支給法に基づく補償金支払等業務

4. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

我が国の福祉・医療を巡る環境には、取り組むべき喫緊の課題が数多く存在しています。具体的には、少子高齢化が進行する中、待機児童問題、特別養護老人ホームの待機者問題及び医療需要の増大に加え、福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化、地域のつながりの希薄化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報の不足等が挙げられます。

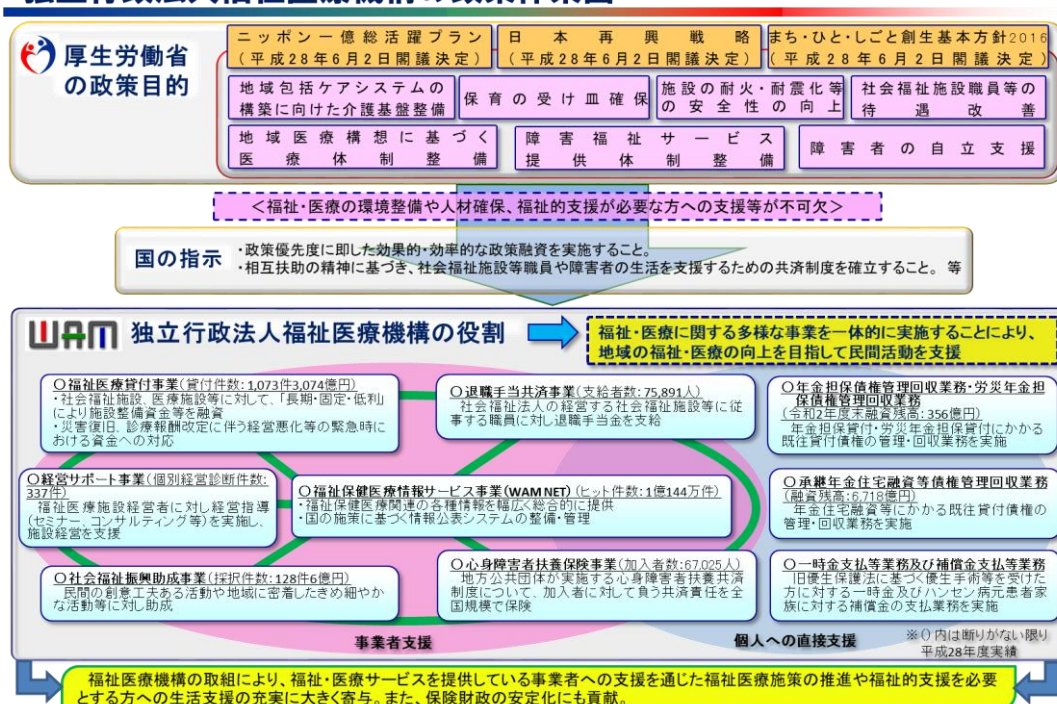
これらの課題に対して、国の政策面においては、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）の中で「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を目指し、保育や介護の受け皿整備の加速、保育士や介護人材の処遇改善、地域共生社会の実現等に向けた取組を推進しています。

機構の使命とは、これらの各種政策目的の実現に向けて業務を執行することであり、福祉・医療基盤の整備、保育士や介護人材の処遇改善、制度の谷間の要支援者を支える団体への支援を通じて地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、機構が実施する福祉保健医療情報サービス基盤を活用し全ての利用者が一元的かつ正確な情報を入手できる環境の整備等を効果的かつ効率的に実施することにあります。

機構が保有するノウハウや専門性を活かして多様な事業を一体的に実施し、機構の業務を通じて国の政策を推進することにより、社会全体にとって共通財産である「社会的共通資本」としての福祉医療基盤が安定的かつ効率的に整備され、国民の皆さまへの良質かつ適切な福祉・医療サービスの提供につながっています。

＜図1＞政策体系図（第4期中期計画：平成30年度～令和4年度）

独立行政法人福祉医療機構の政策体系図



5. 中期目標

(1) 概要 ＜ 第4期中期目標期間（平成30年4月～令和5年3月） ＞

第4期中期目標期間中に達成すべき業務運営に関する目標が厚生労働大臣から示されており、待機児童解消や特別養護老人ホームの待機者解消、地域医療構想の実現等を推進するための福祉医療基盤の整備、保育士や介護人材の処遇改善、制度の谷間の要支援者を支える団体への支援を行い、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、機構が保有する福祉保健医療情報サービス基盤を活用し、全ての利用者が一元的かつ正確な情報を入手できる環境の整備等を効果的かつ効率的に実施すること等が指示されています。

なお、令和5年3月末をもって第4期中期目標期間を終了したことから、令和5年2月27日付で厚生労働大臣から第5期中期目標について指示を受けています。詳しくは、[第5期中期目標](#)をご参照ください。

(2) 一定の事業等のまとめりとごとの目標

機構の中期目標は、適正かつ厳正な評価に資する「一定の事業等のまとめりとごとの目標（セグメント情報）」として策定されており、9つに区分されます。

なお、「勘定（経理区分）」については、各業務と財源区分との関係などから、8つに区分しています。それらの関係性は次のとおりです。

（令和5年3月末現在）

一定の事業等のまとめりとごとの目標（セグメント情報）	勘定（経理区分）
1. 福祉医療貸付事業	① 一般勘定
2. 福祉医療経営指導事業	
3. 社会福祉振興助成事業	
4. 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）	
5. 退職手当共済事業	② 共済勘定
6. 心身障害者扶養保険事業	③ 保険勘定
7. 年金担保債権管理回収業務及び 労災年金担保債権管理回収業務	④ 年金担保債権管理回収勘定
	⑤ 労災年金担保債権管理回収勘定
8. 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	⑥ 承継債権管理回収勘定
9. 一時金支払等業務及び補償金支払等業務	⑦ 一時金支払等勘定
	⑧ 補償金支払等勘定

6. 中期計画及び年度計画

機構では、厚生労働大臣から指示された中期目標を達成するための具体的計画として、第4期中期計画を策定するとともに、当該計画に基づく年度計画を策定しています。

中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は、以下のとおりです。

なお、令和5年3月末をもって第4期中期目標期間を終了したことから、令和5年3月31日付で厚生労働大臣から第5期中期計画に係る認可を受けています。第5期中期計画につきましては[第5期中期計画](#)をご参照ください。また、年度計画の詳細につきましては[令和5年度計画](#)をご参照ください。

第4期中期計画	令和4年度計画
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 福祉医療貸付事業	
(1)政策優先度に即した効果的かつ効率的な融資	(1)融資方針を周知し、当該方針に基づき事業を実施 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施設等への融資の実施
(2)福祉医療貸付制度の周知・広報	(2)福祉医療関係団体や地方公共団体に周知・広報
(3)民間金融機関と協調した融資を推進	(3)ノウハウやデータ等を民間金融機関へ情報提供
(4)早期段階での融資相談と適正かつ迅速な審査手続き	(4)融資相談会の開催及び専門的な支援・助言
(5)債権区分別の適切な期中管理	(5)融資後の運営・財務状況の把握とフォローアップ
(6)債権悪化の未然防止	(6)ポートフォリオ分析及びモニタリング等の実施
(7)経営の悪化又は悪化が懸念される貸付先への支援	(7)貸出条件緩和及び的確な債権保全措置
(8)定量目標の設定 ・周知・広報回数（毎年度100回以上） ・協調融資金融機関数（65機関以上増加） ・実地調査等の実施数（毎年度55貸付先以上）	(8)定量目標の設定 ・周知・広報回数（100回以上） ・協調融資金融機関数（13機関以上増加） ・実地調査等の実施数（55貸付先以上）
2 福祉医療経営指導事業	
(1)セミナー内容の充実	(1)機構の独自性を発揮した情報提供等
(2)経営状況に関する調査・分析・公表	(2)リサーチレポートの公表等による情報提供
(3)経営診断・支援の手法・内容の充実	(3)個々の法人・施設が抱える課題解決に重点化
(4)定量目標の設定 ・セミナー受講者数（16,200人以上） ・調査・分析結果の公表（80件以上） ・マスコミの引用回数（340回以上） ・経営診断件数（1,710件以上）	(4)定量目標の設定 ・セミナー受講者数（3,240人以上） ・調査・分析結果の公表（16件以上） ・マスコミの引用回数（68回以上） ・経営診断件数（342件以上）
3 社会福祉振興助成事業	
(1)募集テーマの重点化及び連携・協働事業の選定	(1)助成方針の策定、募集要領の公表及び助成先の選定
(2)助成金申請書の受理から交付決定までの期間短縮	(2)助成金申請業務の効率化
(3)助成先法人等へのガバナンス強化の支援充実	(3)助成先法人等への現地調査・指導等
(4)事業の継続・発展に繋がる適切な相談・助言	(4)適切な相談・助言及び優れた事業の可視化
(5)定量目標の設定 ・助成金申請書の平均処理期間（22日以内） ・助成事業の利用者満足度（最高評価60%以上）	(5)定量目標の設定 ・助成金申請書の平均処理期間（22日以内） ・助成事業の利用者満足度（最高評価60%以上）

第 4 期中期計画	令和 4 年度計画
4 退職手当共済事業	
(1)請求書の受付から給付までの期間短縮	(1)事務処理の効率化による処理期間の短縮
(2)退職届作成システムの利用促進	(2)利用者の意向を踏まえた ICT の活用
(3)退職手当共済制度の周知	(3)都道府県等と連携し、制度を広く周知
(4)定量目標の設定 ・給付までの平均処理期間（42 日以内） ・退職届作成システムの利用割合（毎年度 30%以上）	(4)定量目標の設定 ・給付までの平均処理期間（42 日以内） ・退職届作成システムの利用割合（30%以上）
5 心身障害者扶養保険事業	
(1)財政状況の検証及び加入者等への公表	(1)財務状況検討会の開催及び検証結果の公表
(2)扶養保険資金の運用	(2)長期的な観点からの安全かつ効率的な運用
(3)事務処理等の適切な実施	(3)地方公共団体に対する事務担当者会議の開催
(4)定量目標の設定 ・周知・広報活動（毎年度 15 回以上）	(4)定量目標の設定 ・周知・広報活動（15 回以上）
6 福祉保健医療情報サービス事業（W A M N E T 事業）	
(1)提供情報の質の向上及び利用者の利便性向上	(1)提供情報の質の向上及び利用者の利便性向上
(2)国の施策に基づく情報システムの整備及び運用管理	(2)システムの安定的な運用と効率的な管理
(3)W A M N E T を活用した業務の効率的な実施	(3)W A M N E T を活用した業務の効率的な実施
(4)定量目標の設定 ・提供情報の整備充実及び機能見直し（25 件以上） ・年間ヒット件数（毎年度 1 億 1,000 万件以上）	(4)定量目標の設定 ・提供情報の整備充実及び機能見直し（5 件以上） ・年間ヒット件数（1 億 1,000 万件以上）
7 年金担保債権管理回収業務及び労災年金債権管理回収業務	
(1)安定的で効率的な業務運営	(1)安定的で効率的な業務運営
(2)業務の円滑な終了に向けた着実な管理回収	(2)業務の円滑な終了に向けた着実な管理回収
(3)利用可能な他制度等の周知	(3)利用可能な他制度等の周知
(4)定量目標の設定 ・連携・協力による周知活動（42 団体以上）	(4)定量目標の設定 ・連携・協力による周知活動（42 団体以上）
8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	
(1)業務運営コストの分析及び将来の収支把握	(1)業務の終了を見据えた検討及び国との調整
(2)年金住宅融資等債権の適切な債権管理	(2)財務状況等の把握、担保・保証等の評価
(3)延滞債権の発生の抑制	(3)適時的確な回収及び必要な返済条件の変更措置
(4)延滞債権の早期の債権回収	(4)督促、保証履行請求、担保処分等の適切な対応
(5)定量目標の設定 ・長期延滞債権の回収処理（経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して 18%以上）	(5)定量目標の設定 ・長期延滞債権の回収処理（経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して 18%以上）
9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務	
業務の適切かつ迅速な実施	業務の適切かつ迅速な実施

第4期中期計画	令和4年度計画
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	
1 業務・システムの効率化と情報化の推進	
(1)システムの導入及び改善の継続的な実施	(1)情報化推進計画に基づくシステム等の改善
(2)情報管理担当部署の専門性を向上	(2)研修プログラムに基づく外部研修の活用
(3)職員に対する研修等の実施	(3)IT 技能習得を推進する職員研修等の計画的な実施
2 経費の節減	
(1)業務方法を改善して事務を効率化し、経費を節減	(1)業務方法を改善して事務を効率化し、経費を節減
(2)公正かつ透明な調達手続きによる適切な調達	(2)調達等合理化計画に基づく一者応札等に対する取組
(3)一般管理費及び業務経費の節減（平成29年度比一般管理費△15%程度、業務経費△5%程度）	(3)業務の質の確保に留意しつつ、経費を節減
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項	
1 予算、収支計画及び資金計画	
効率化等の計画を反映した予算等の作成	効率化等の計画を反映した予算等の作成
2 短期借入金の限度額	
限度額：95,500 百万円	限度額：95,500 百万円
3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の政府出資金等を業務廃止後に金銭納付により国庫納付	なし
4 3の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
なし	なし
5 剰余金の使途	
業務改善に係る支出の原資及び職員の資質向上のための研修等の財源	業務改善に係る支出の原資及び職員の資質向上のための研修等の財源
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項	
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	
(1)組織編成等の業務運営体制の継続的な見直し	(1)組織編成等の業務運営体制の見直し
(2)理事長のリーダーシップが反映される統制環境の維持強化	(2)経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営
(3)・業務間の連携強化等による業務の効率的な運営 ・効果的な情報発信及び広報活動	(3)業務間の連携強化及び効果的な情報発信及び広報活動
2 内部統制の充実	
(1)内部統制の更なる充実	(1)内部統制の点検・検証・見直しの実施
(2)情報システムの整備及び管理の支援、サイバー攻撃の防御力及び組織的対応能力の強化	(2)情報システムの整備及び管理の支援、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善
3 職員の人事に関する事項	
(1)女性活躍や働き方改革の推進	(1)育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進
(2)職員の資質向上を図る各種研修の実施	(2)若手職員の育成を目的とした各種専門研修の実施
4 施設及び設備に関する計画	
なし	なし
5 積立金の処分にに関する事項	
繰越積立金は業務の財源に充当	繰越積立金は業務の財源に充当

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

独立行政法人については、平成 26 年の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の改正において、業務運営を改善し得るよう法人内部のガバナンスを強化することが、法人の内外から求められています。

機構では、業務運営を効率的かつ効果的に実施することを目的とした「経営企画会議」及び経営の公正性と透明性を高めることを目的とした「ガバナンス委員会」を設置し、それぞれがトップマネジメントを強力に補佐しながら、適切に運営管理を図る体制を整備しています。

経営企画会議においては、機構の経営方針や経営計画等の重要事項について協議し、各事業の進捗状況や業務プロセスを報告・管理することにより、役職員における意思の統一及び課題等の共有を図っています。

ガバナンス委員会においては、機構のコンプライアンス、リスク管理（統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、システムリスク及び事務リスク等の管理）、顧客保護等管理（金融円滑化管理を含む。）に係るモニタリングにより、ガバナンス態勢上の課題等の共有を図るとともに、継続的に態勢の見直しを行っています。

また、事業環境を鋭く捉えた活動を行うため、重要な外部情報を把握するとともに、当該情報を適時かつ適切に識別、把握及び処理するプロセスを整備※し、経営企画会議・ガバナンス委員会等において共有しています。

※「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月 独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）

<図 1> ガバナンス態勢



(2) サービスの持続的提供体制

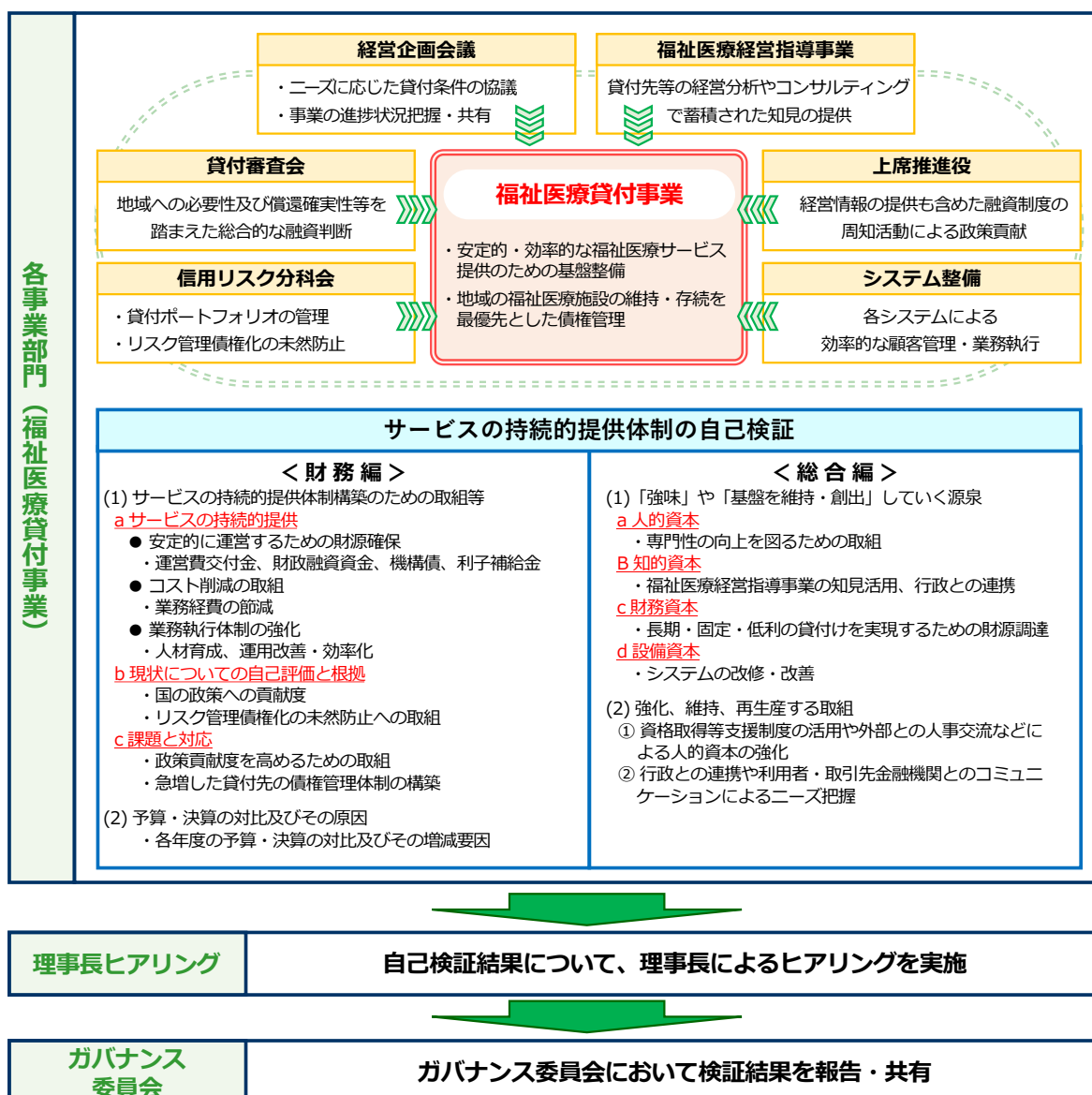
① 各事業におけるサービスの持続的提供体制の検証に係る取組

機構では、「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」（平成 29 年 9 月 1 日独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会等）を踏まえた財務統制の一環として、令和 2 年度から、各事業部門における「サービスの持続的提供体制」について、当期総利益や行政コストなどの「財務の視点からの検証」及び人的資本・知的資本・財務資本・設備資本の 4 つの視点からの「総合的な検証」を行うプロセスを実施し、サービスの持続的提供体制に懸念がないことを「重要な長期的統制」として確認しています。

毎年度、各部門において自己検証した内容について理事長自らヒアリングを実施した上で、ガバナンス委員会において報告し、各事業の効果に対するコストの正当性を含めた「サービスの持続的提供体制」について、機構全体で共有しています。

この取組は全 11 事業について実施しており、機構の主要な事業である「福祉医療貸付事業」についての概要は下記のとおりです。

＜図 2＞福祉医療貸付事業における「サービスの持続的提供体制」の検証プロセス



② 外部組織等との連携について

機構では、下記（福祉医療貸付事業の例）のとおり、法人内部に人材を確保するだけでなく、関係機関との連携や外部委託を通じて、外部の知見の有効活用を推進しています。

《福祉医療貸付事業における外部組織等との連携》

a. 福祉医療事業者団体

- ・ 予算要求前：民間事業者のニーズや課題の把握
- ・ 予算成立後：新たな融資制度や予算額の周知

b. 地方公共団体

- ・ 予算要求前：各地域における福祉・医療ニーズや課題の把握
- ・ 予算成立後：新たな融資制度や予算額の周知

c. 厚生労働省

- ・ 政策実現のための予算案についての協議・調整（新たな融資制度、廃止する融資制度、予算額）

d. 民間金融機関

1) 福祉医療施設に対する融資に係る連携

- ・ 福祉医療施設に対する協調融資の推進
（都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合等）
- ・ 勉強会の開催：国の政策や福祉医療施設の経営状況を共有するとともに、次の2点について理解の醸成を推進
 - i) 機構融資の活用により施設の財務リスクを軽減し、民間金融機関の抱える信用リスクの安定を図ること
 - ii) 機構融資の資金使途は限定的であることから、資金使途を自由に決定し柔軟な対応のできる民間金融機関との連携が福祉医療施設の経営の安定に貢献すること

2) 融資後の管理（経営課題を抱える事業者への指導・支援）

- ・ 民間金融機関と協調した貸付先の指導・支援を実施

e. 民間業者（業務委託）

- ・ 事務手続きに関する案内書の送付：約 3.6 万件
- ・ 貸付先に係る事業報告書等の入力・データ化：約 2.8 万件
- ・ 貸付先に対する事業報告書等の提出依頼に係る電話連絡等
- ・ 現地調査会社の活用

f. 顧問弁護士（2 事務所）

③ 外部有識者の活用について

機構では、下記のとおり、各事業に設置した委員会において外部有識者を構成員に加え、各事業における業務の質の向上と、国民や外部機関からの信頼確保に努めています。

a. 社会福祉振興助成事業（審査・評価委員会）

外部有識者 10 名：学識経験者、医師等

⇒ NPO等民間団体の活動状況や事業運営に係る知見を踏まえ、助成先の選定・事業評価に関与

b. 心身障害者扶養保険事業

1) 財務状況検討会

外部有識者 5 名：数理人、公認会計士、学識経験者等

⇒ 事業財政の健全性や制度の運営動向、関連金融機関の信用状況等につき、各委員の知見を踏まえ、事務局報告に基づく財務状況をモニタリングするとともに、意見・課題を共有し必要な合意を形成

2) 資産運用委員会

金融機関運用アドバイザー1 社、外部有識者 5 名：他独法役員、金融機関、学識経験者等

⇒ 資産運用に係る知見を踏まえ、事務局報告に基づく年金資産の運用状況をモニタリングするとともに、意見・課題を共有し必要な合意を形成

c. WAM NET事業（WAM NET事業推進専門委員会）

外部有識者 5 名：学識経験者、医師、福祉・医療関係者等

⇒ 福祉医療分野に係る政策や事業運営等に係る知見を踏まえ、WAM NETの運用状況をモニタリングするとともに、意見・課題を共有し必要な合意を形成

d. WAM編集委員会

外部有識者 5 名：福祉・医療関係者、マスコミ関係者、学識経験者等

⇒ 定期広報誌「WAM」の編集に関し必要な事項を企画、検討

e. 契約監視委員会（機構監事が招集する委員会）

外部有識者 3 名：弁護士、公認会計士、学識経験者

⇒ 調達案件に係る点検や妥当性を審議するとともに、意見・課題を共有し必要な合意を形成

④ 管理部門の役割

各管理部門は、担当する分野における情報収集に関して、外部情報・内部情報を把握して必要な対応を実施し、機構の活動を後押しする役割を担っています。

各事業が抱えるリスク・課題に対し、事業部門とは異なる視点・責務（統括部署として責任分野を俯瞰する視点、3線モデル（P23 参照）における第2線・第3線として期待される役割）から、現場の事務・事業のリスク削減や堅確性の確保に貢献しています。事業部門及び管理部門との意見交換や経営判断を経て、機構としての新たな対応を決定します。

なお、管理部門にも「固有業務」があり、その分野では各事業部門と同様に、第1線として業務を行っています。

＜図3＞管理部門の役割



(3) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び職歴

(令和5年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	なかむら ひろかず 中村 裕一	自 平成 30 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日		菱進ホールディングス株式会社 取締役社長 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 執行役員
理 事	い だ やすし 依田 泰	自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日	総務部、企画管理部、 情報事業部、福祉医療 貸付部（助成事業に限 る）	厚生労働省大臣官房審議官 【現役出向】
理 事	まつなわ ただし 松縄 正	自 令和 元年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日	経理部、顧客業務部、 共済部、保険・支払業 務部	ニッセイ・リース株式会社 取締役執行役員
理 事	さとう はじめ 佐藤 肇	自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日	福祉医療貸付部（助成 事業を除く）、上席推進 役、経営サポートセン ター、年金貸付部、大 阪支店	独立行政法人福祉医療機構 上席推進役
監 事	よしの ひろし 吉野 裕	自 平成 30 年 7 月 1 日 至 令和 4 年度の財務諸表 承認日		ちばざんアセットマネジメント 株式会社取締役社長
監 事 (非常勤)	おおはし ひろこ 大橋 裕子	自 平成 30 年 7 月 1 日 至 令和 4 年度の財務諸表 承認日		大橋裕子公認会計士事務所所長

② 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(4) 職員の状況

常勤職員は令和4年度末において285人（前期末287人）であり、平均年齢は41.2歳（前期末40.1歳）となっています。このうち、国からの出向者は4人、令和5年3月31日付退職者は11人です。

(5) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

該当なし

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当なし

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当なし

(6) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

資本金（政府出資金）について、当期減少額 47,923 百万円のうち、46,785 百万円は、機構法附則第 5 条の 2 第 8 項に基づく国庫納付（承継債権管理回収勘定）によるものであり、残額の 1,138 百万円は、通則法第 46 条の 2 第 1 項に基づく国庫納付（労災年金担保債権管理回収勘定）によるものです。

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	442,500	－	47,923	394,577
資本金合計	442,500	－	47,923	394,577

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和 4 年度の当期総利益については、目的積立金の申請は行っていません。

前中期目標期間繰越積立金取崩額は、中期計画の「積立金の処分に関する事項」において定めた使途に基づき、平成 30 年 6 月 30 日付にて主務大臣から承認を受けた 441 百万円のうち 29 百万円（共済勘定：27 百万円、年金担保債権管理回収勘定：2 百万円、労災年金担保債権管理回収勘定：0.03 百万円）について取り崩しを行ったものです。

③ 繰越欠損金の状況

法人全体の繰越欠損金 29,406 百万円のうち、当期総損失は 20,620 百万円となります。各勘定の[当期総利益（損失）](#)については P55 をご参照ください。

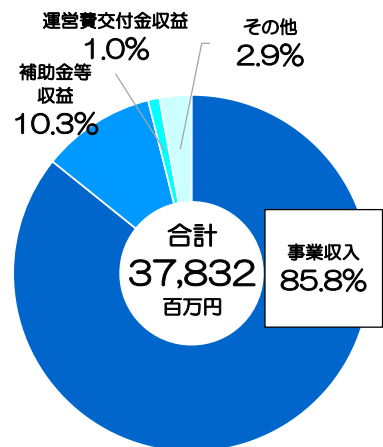
(7) 財源（インプット）の状況

① 財源（インプット）の内訳

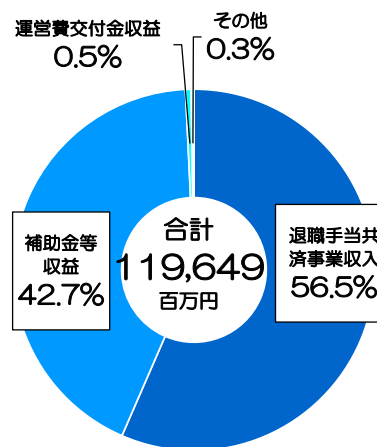
機構の経常収益は 186,936 百万円であり、各事業、業務の実施に必要となる財源を十分に確保しています。主な内訳は、事業収入 119,557 百万円（64.0%）、補助金等収益 55,807 百万円（29.9%）、業務収入 9,059 百万円（4.8%）、運営費交付金収益 1,080 百万円（0.6%）となっています。

各勘定の経常収益の内訳は、次ページのとおりです。

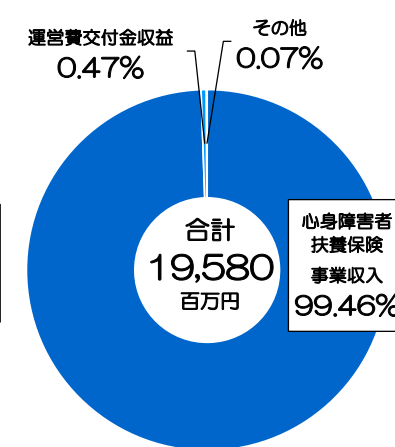
一般勘定
(福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、社会福祉振興助成事業)



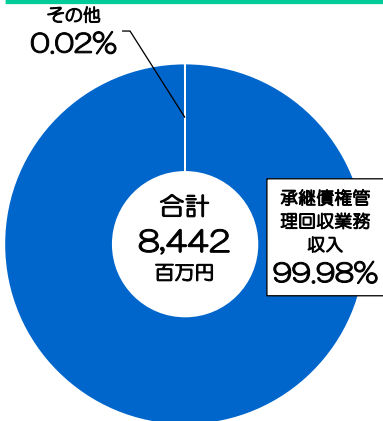
共済勘定
(退職手当共済事業)



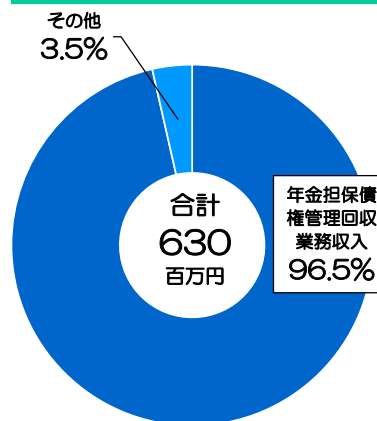
保険勘定
(心身障害者扶養保険事業)



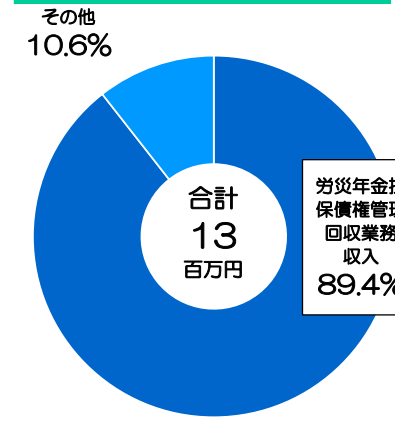
承継債権管理回収勘定
(承継年金住宅融資等債権管理回収業務)



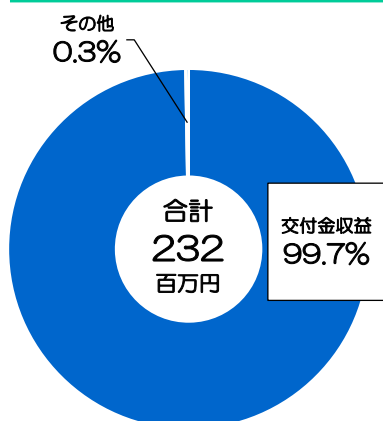
年金担保債権管理回収勘定
(年金担保債権管理回収業務)



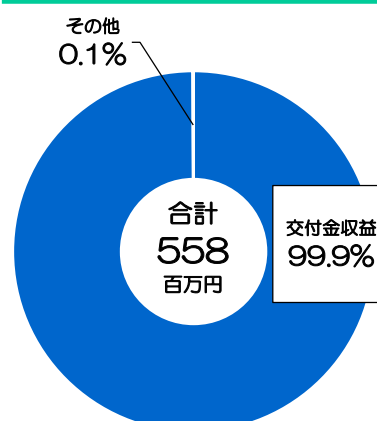
労災年金担保債権管理回収勘定
(労災年金担保債権管理回収業務)



一時金支払等勘定
(一時金支払等業務)



補償金支払等勘定
(補償金支払等業務)



なお、この他、機構法第 17 条に基づき厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入の実施及び福祉医療機構債券（以下「機構債」という。）を発行しています。

令和 4 年度の長期借入等の実績は、福祉医療貸付事業において、長期借入 366, 200 百万円の実施及び機構債 20, 000 百万円を発行、年金担保債権管理回収業務において、長期借入 5, 250 百万円を実施しています。

② 自己収入に関する説明

中期目標において、「運営費交付金以外の収入の確保」が定められていることから、機構では、運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めています。

令和 4 年度においては、福祉医療経営指導事業で集団経営指導（オンラインセミナー）の受講料及び個別経営診断指導料などにより 30 百万円、福祉保健医療情報サービス事業ではバナー広告の掲載料などにより 6 百万円の自己収入を確保しています。

(8) 民間資金調達状況

機構の資金調達は、主に財政融資資金借入金を活用していますが、一時的な資金繰りの関係などで、民間金融機関からの短期借入（以下「民間資金」という。）※1 も活用しながら、福祉医療施設への融資を実行しました。

また、資本市場では投資家ニーズを捉え、令和 3 年度にソーシャルボンド原則適合のセカンドオピニオンを取得しました※2。

※1 環境に応じた民間資金の活用及び財政融資資金借入との組み合わせの検証を実施しました。今後も財政融資資金借入金と民間資金を効果的に活用してまいります。

※2 国際資本市場協会（ICMA）が定めるソーシャルボンド原則（SBP）に基づくソーシャルボンド・フレームワークを策定し、外部評価機関から機構債が SBP に適合している旨のセカンドオピニオンを取得しました。今後も本セカンドオピニオンを活用し、機構債の発行を通じて機構の事業内容の社会性を広く投資家に周知していきます。

(9) 社会及び環境への配慮等の状況

機構の業務における環境配慮については、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、環境物品等の調達を推進しているほか、電気やコピー用紙等の使用量を定期的に点検し、削減に努めております。

また、社会への配慮の一環として、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進など、全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

さらに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの物品の調達の推進に取り組んでいます。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

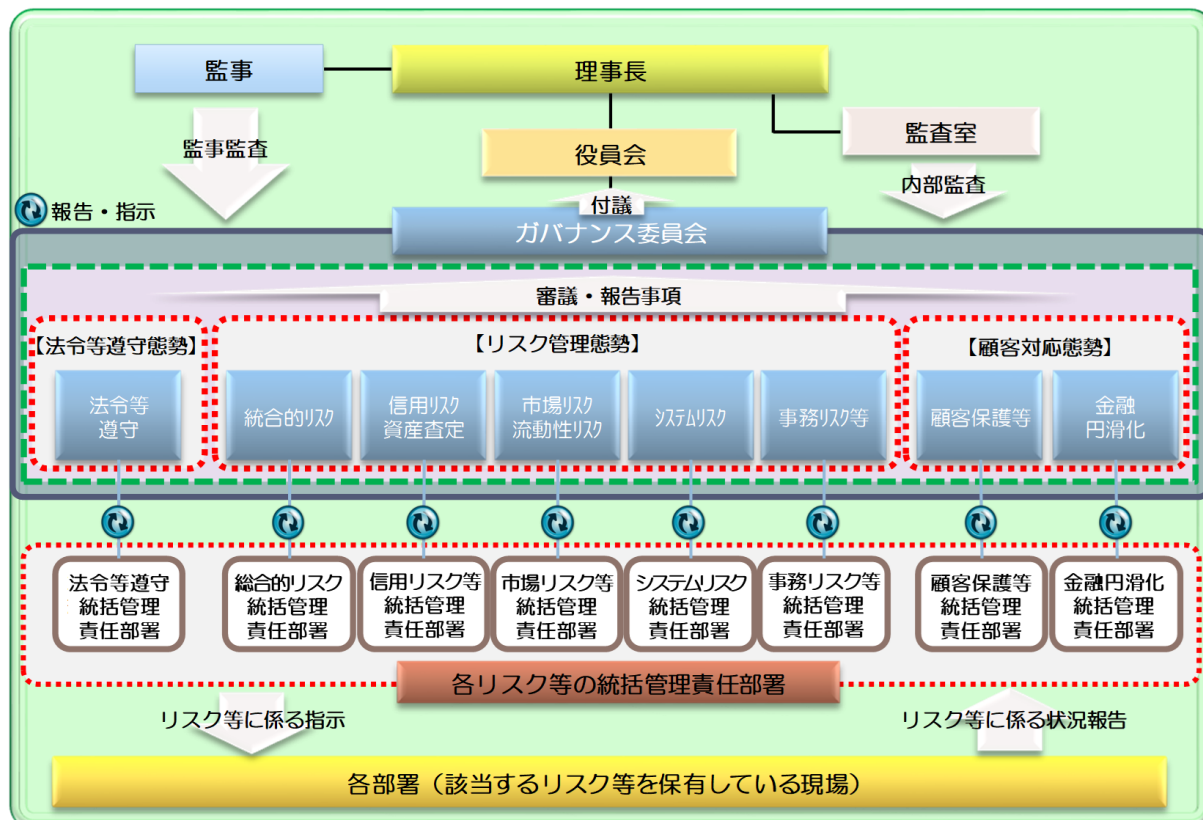
機構が保有するリスクの管理を適切に行うため「リスク管理方針」を定め、各種リスクをカテゴリー毎に評価し、リスクを総体的に捉えたうえで統合的リスク管理を行い、機構業務の健全性を確保することとしています。さらに、各リスクに関する管理規程等を定め、当該規程等に基づき設置した統括管理責任部署が中心となって各リスクの特定・評価を行い、理事長、理事及び監事が出席するガバナンス委員会において定期的に報告しています。

こうした活動については、組織内のイントラネットを通じて全役職員で認識を共有するとともに、当該活動の結果を踏まえた関連規程等の見直しを行っています。

また、内部統制の仕組みについて、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知）を踏まえ、有効に機能しているかについての点検を実施し、理事長による総括評価を行っています。

さらに、監査室においては、①監事・監査法人等と連携した三様監査の実施、②「形式、過去、部分」に金融庁が示す「実質、未来、全体」の視点を加えた監査の実施、③準拠性・リスクベースの監査に加えて資源配分・事業持続可能性等への取組に係る報告など、内部統制上重要な役割を果たしています。

<図 1> 機構におけるリスク管理態勢



機構のリスク管理については、各業務の健全性及び適切性の確保を図るため、「3 線モデル (3 Lines Model)」の仕組みを導入しています。

(3 線モデル (3 Lines Model))

第 1 線：各事業・業務部門の所属長のコントロールのもと、日々の業務で生じるリスクを特定し、現場におけるリスク管理の内部統制を整備することにより、業務の適切性を確保しています。

第 2 線：第 1 線のモニタリング・指導を担っており、第 1 線とは独立した管理部門が実施することで牽制機能を発揮し、業務執行の適切性を堅固にしています。「統合的リスク管理」は企画管理部、「顧客保護等」は総務部が担っています。

第 3 線：業務執行の監査機能を担っています。理事長直轄の組織である監査室が、第 1 線の業務執行の適切性及び第 2 線のモニタリング・指導の有効性を点検・検証するとともに、さらに内部統制が有効に機能するために必要な助言等を行います。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

機構の保有する主なリスク及びその対応状況は、以下のとおりです。

なお、こうした活動はガバナンス委員会等へ定期的に報告され、ガバナンス態勢の実効性を確認するとともに、態勢上の弱点及び課題など改善すべき点の有無並びにその内容を適切に検証し、必要な見直しを行っています。

また、①信用リスク、②市場リスク、③流動性リスクの詳細につきましては、直近の[債券内容説明書](#)をご参照ください。

① 信用リスク

貸付先の財務状況の悪化等により、貸付債権の価値が減少又は消失することで、債権の回収が不可能又は困難となり、損失を被る可能性があります。

そのため、貸付先の信用状態の変化の早期把握に努め、必要に応じて再建計画の策定を含めた指導・支援を行うとともに、自己査定を踏まえた償却・引当を適切に実施するなど、信用リスク管理の向上に資する取組を推進しています。

- ・ **福祉医療貸付事業**については、令和 2 年度以降、運転資金であるコロナ資金の取扱いによる無担保債権の増加等、設備資金が主であった従来の貸付債権の構成から大きく変化しているため、リスクの分析・評価を通じて必要な対応を実施し、信用リスク分科会（ガバナンス委員会の分科会）において審議等を行っています。

リスク管理債権化した貸付先に対する支援に加え、経営悪化の未然防止の観点から、リスク管理債権化するおそれのある貸付先の抽出と定期的なモニタリングを実施しています。また、貸付先の増加に対応する観点から、自己査定支援システムの整備、人員の配置を含めた組織の見直し及び外部委託の実施等により債権管理体制の強化に取り組んでいます。

- ・ **年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務**については、利用者のほぼ全てが利用している信用保証制度により、貸倒等損失発生リスクが

軽減されています。

- ・ **承継年金住宅融資等債権管理回収業務**については、受託金融機関等と密接に連携し、回収に努めております。貸付債権の9割超が受託金融機関等による保証（機関保証）付の債権（転貸法人への貸付及び個人向けの独立行政法人住宅金融支援機構との併せ貸し等）であり、機関保証のない債権についても、連帯保証人の付保や不動産担保を徴求する等の債権保全を図っています。
- ・ **心身障害者扶養保険事業**については、保険契約者である生命保険会社各社の信用状況について、定期的なモニタリングを実施しています。主な項目には、各社の毎事業年度の決算報告、四半期毎のソルベンシーマージン比率、発行体格付、財務格付等があります。

また、それらの情報については、外部有識者からなる「心身障害者扶養保険事業財務状況検討会」で審議いただき、議事要旨をガバナンス委員会へ報告しています。

② 市場リスク

社会経済状況の変化及び金利を始めとする様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被る可能性があります。

- ・ **福祉医療貸付事業**については、貸付の期間と資金調達の期間構成に不一致が生じることにより、再調達時に金利が上昇（変動）するリスクがあります。そのため、ALMの手法による計測・分析を活用し、資産・負債の期間構成の不一致による金利変動等のリスクを極小化するよう努めています。
- ・ **心身障害者扶養保険事業**については、扶養保険資金を国内外の債券及び株式で運用しているため、価格が変動するリスクがあります。そのため、運用資産の過去の市場の動向等を把握・分析のうえ、収益とリスクを考慮した「基本ポートフォリオの構成割合」を決定し、必要に応じてリバランス等の措置を講じ、運用での損失リスクの抑制を図っています。

また、運用状況については、外部有識者からなる「心身障害者扶養保険事業資産運用委員会」で審議いただき、議事要旨をガバナンス委員会へ報告しています。

③ 流動性リスク

市場環境変化及び想定外の貸付実行や回収遅延等により、必要な資金確保が困難になり、資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることで、損失を被る可能性があります。

- ・ **福祉医療貸付事業**では、資金不足が生じないよう、日々の貸付実行・回収の予定を精査し、その他の事業においても資金繰りを厳正に管理しております。なお、福祉医療貸付事業に係る資金調達については、「財政融資資金」及び「債券発行」といった長期的かつ安定的な調達手段に加えて、複数の民間金融機関からの「短期借入金」を活用しております。債券発行にあたっては、適切な発行条件で資金調達で

きるよう、起債動向及び市場環境の把握に努めています。

- ・ **年金担保債権管理回収業務**については、債券発行及び複数の民間金融機関からの短期借入金を活用していますが、新規貸付の申込の受付終了に伴う貸付額の減少等を踏まえ、債券発行による資金調達は行っていない。
- ・ **心身障害者扶養保険事業**については、生命保険会社から支払われる保険金及び国や地方公共団体が納付する特例保険金の収入予定額及び年金給付保険金の支出予定額等を把握し、資金繰りを管理する中、遅滞なく年金給付保険金の支払いができるよう、必要に応じて長期運用資産の一部を短期資産に振り替えています。
- ・ 各事業の余裕金の運用にあたっては、運用先金融機関の財務状況や格付状況等について定期的に確認するとともに、金融機関毎に格付と資本額に応じた運用限度額を設定し、特定の金融機関に過度に運用資産が集中しないようリスクの軽減を図るための措置を講じています。

④ システムリスク

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステム不備、コンピュータの不正使用及び外部からの不正アクセス等により、損失を被る可能性があります。

そのため、システム、データ、ネットワーク及び関連機器等に関するセキュリティの管理並びにデータ保護、データ不正使用防止、ウイルス等不正プログラムの侵入及び外部者による情報窃取の防止等の措置を実施しています。加えて、情報セキュリティ対策として、情報管理担当部署による情報セキュリティインシデント対処に関する厚生労働省との連携訓練（C S I R T連携）の実施や全役職員向けに情報セキュリティ研修を実施するなど、サイバー攻撃への防御力及び対応能力の強化に努めています。さらに、在宅勤務でのシステム接続、W e b会議の開催におけるセキュリティにも注意を払っています。

なお、委託業者やデータセンターと連携した災害時対応訓練を実施することで、外部委託先を含めたセキュリティ対策の高度化を図っています。

また、基幹システムの改善・入替については、十分な検証時間を確保すべく、着実・迅速に計画を履行してまいります。加えて、政府の方針「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ、機構保有の情報システムの棚卸を実施しました。さらに、サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保のための機構セキュリティ対策の実施状況の点検を行うとともに、クラウド・バイ・デフォルト原則※₁に基づく I S M A P ※₂準拠対応等を推進しました。

※₁ クラウドサービスの利用を第一候補として検討することを旨とした原則

※₂ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（政府が求めるセキュリティ要件を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、セキュリティ水準の確保を図り、クラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度）

⑤ 事務リスク等

役職員等及び外部委託先が、正確な事務を怠ること又は事故・不正を起こすこと等

により、損失を被る可能性があります。

そのため、業務手順及びマニュアルの整備、再鑑・チェック体制の徹底、業務処理状況の定期的な点検、システム化の推進、各担当者に対する研修等を通じて、適切な業務の遂行に努めています。また、各事業・業務部門とは独立した管理部門において、適時性・適切性を強く意識したモニタリング・指導を実施しており、牽制機能が発揮される態勢を整備しています。

⑥ その他のリスク

・ 法令等遵守

コンプライアンスについての解説及び違法行為を発見した場合の対処方法等を網羅した「コンプライアンスに関する行動指針」を定めるとともに、年度毎にコンプライアンスを充実、強化するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定め、研修等を通じて役職員に周知するなど、法令等遵守に関する取組を推進しています。

・ 顧客保護等（金融円滑化含む）

顧客に対する説明及び情報提供、顧客からの相談要望及び苦情対応、顧客情報の漏えいの防止等の情報管理を柱とした「顧客保護等管理方針」及び関連規程等を定め、顧客保護等の管理を適切に行うための取組を推進しています。

また、貸付業務及び債権管理業務において、顧客に対して必要な資金を供給していくために「金融円滑化管理規程」を定め、金融円滑化の適切な管理についての取組を推進しています。

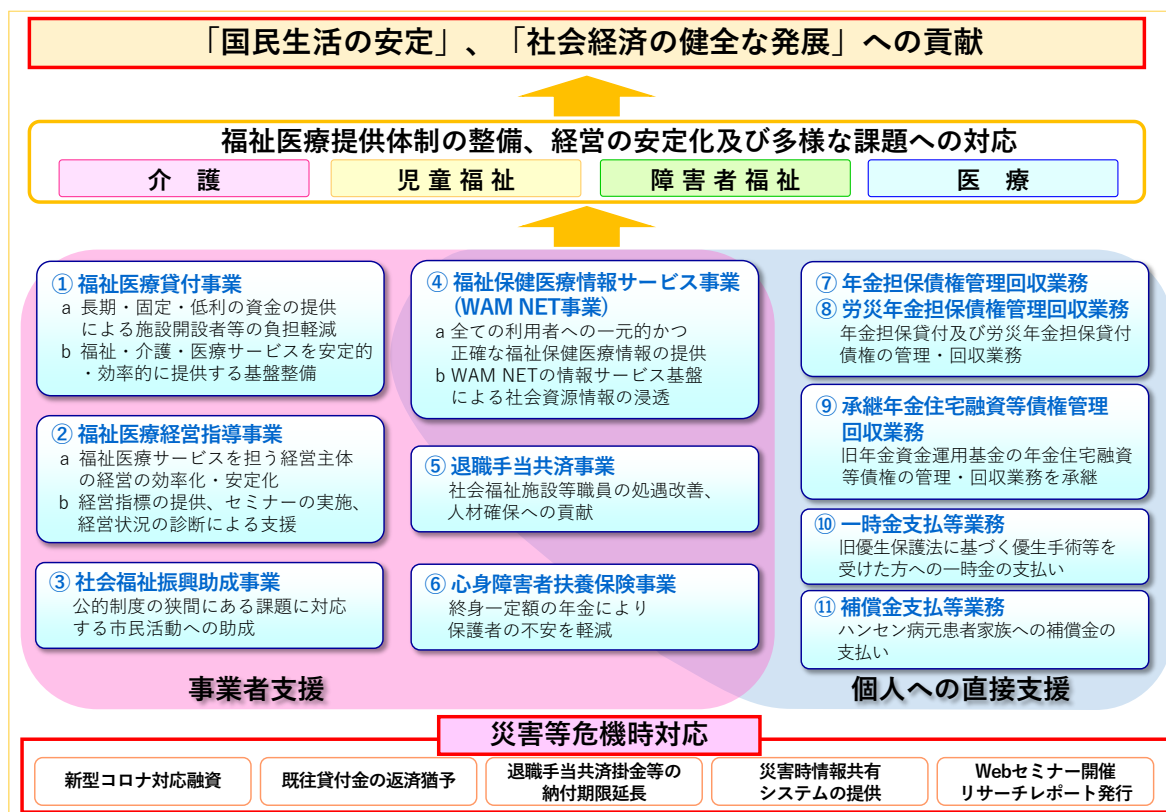
9. 業績の適正な評価の前提情報

機構では「福祉の増進並びに医療の普及及び向上」を図ることを目的として、福祉・医療に関する 11 事業を実施しております。それぞれの事業は、福祉・医療の担い手や支援者である事業者を対象とする事業、制度の利用者である個人等を対象とする事業と、事業者と利用者双方への支援等を行う事業に分けられ、事業の実施や支援・関与の形態が異なりますが、いずれも「福祉の増進並びに医療の普及及び向上」につながる重要な業務として、国の政策目的の実現に貢献しています。

機構が実施する各事業のアウトカム（社会に及ぼす効果）は、通則法の目的である「国民生活の安定」と「社会経済の健全な発展」への貢献であると位置づけられています。

アウトカムについては、機構の毎年の事業活動の累積が社会基盤となり、その基盤の総体として、社会に対しての効果を生み出しており、極めて長い時間軸で実施されるものです。次ページ以降では、機構が実施する 11 事業の概要について、アウトカムを交えながら紹介します。

＜図 1＞ 機構の各事業が「社会に及ぼす効果(アウトカム)」について

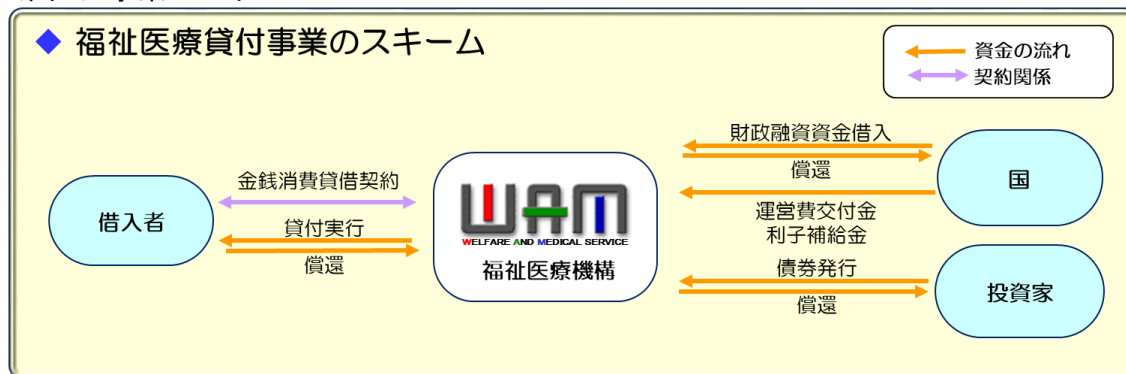


(1) 福祉医療貸付事業

福祉医療基盤の整備と財務リスク・負担の軽減

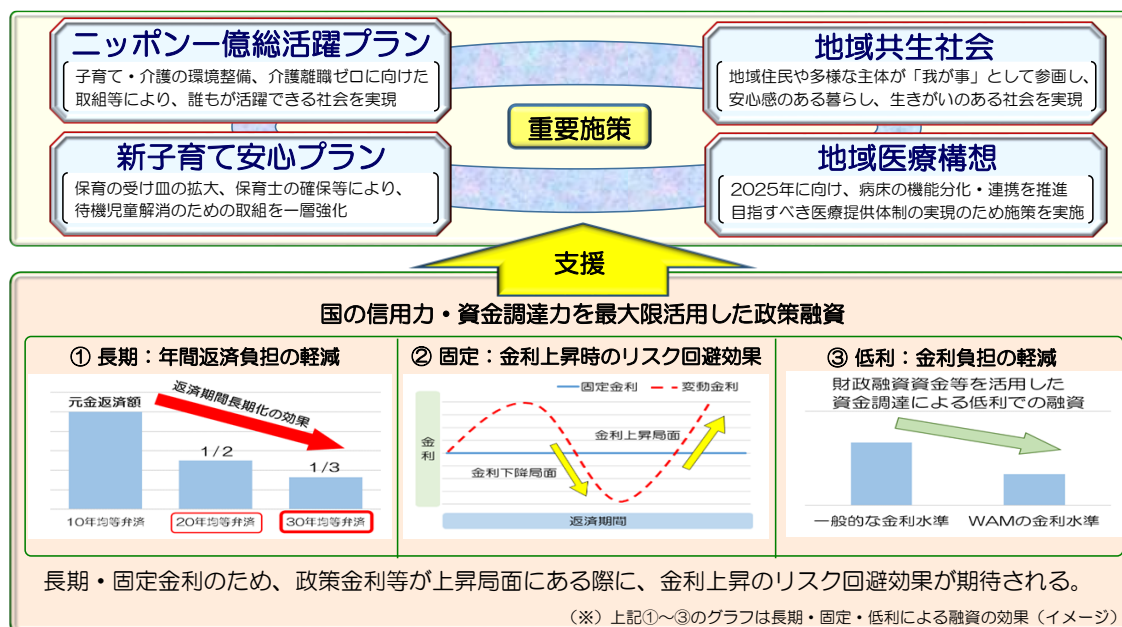
社会福祉施設及び医療施設等に対して、施設整備をする際に必要となる建築資金等について「長期・固定・低利」の融資を行うことにより、福祉医療基盤の維持・向上を図っています。

＜図 1＞事業のスキーム



また、政策融資の特性を生かして、貸付先の経営を安定させ、国民の福祉医療に対する安心の確保に貢献しています。

＜図 2＞政策融資による重要施策への貢献



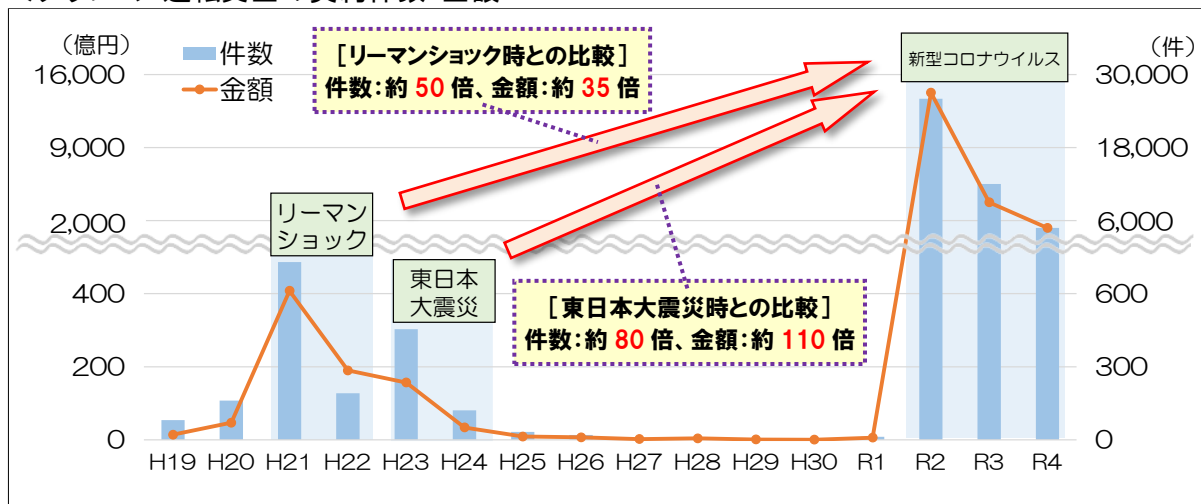
融資にあたっては、国の政策を踏まえた優遇条件を設定し政策実現を後押しするとともに、災害や金融環境変化等の緊急時には、資金需要に迅速かつ機動的に対応しています。

新型コロナウイルス感染症への対応では、新型コロナウイルスにより影響を受けた福祉・医療関係施設からの融資に関する電話相談や融資の申込が急激に増加しました。機構では専任対応部署を設置するとともに、専用コールセンターの開設や、緊急性を踏まえた提出書類の見直しを図ることにより、コロナ資金の融資の実施や既往の貸付金の返

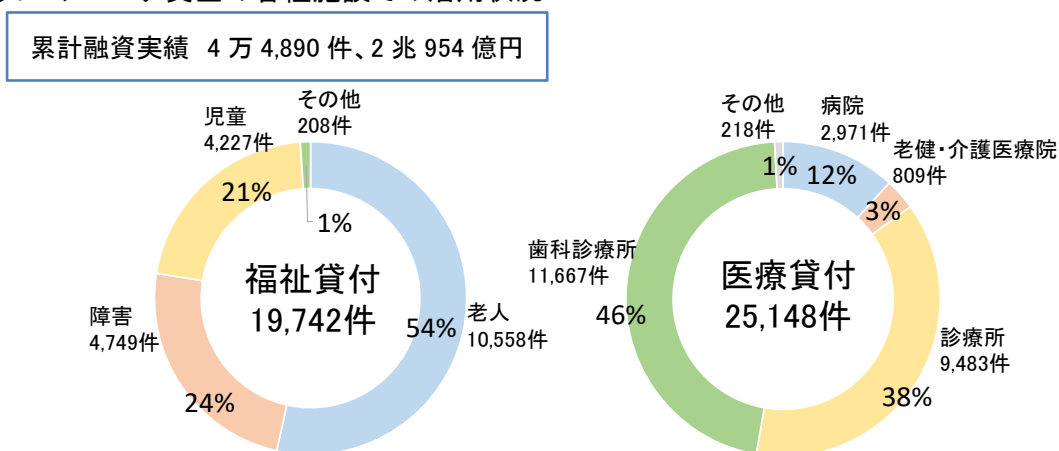
済猶予などの対応を迅速に行ってまいりました。

グラフ 1 のとおり、コロナ資金の融資件数は、リーマンショック時と比較して約 50 倍、東日本大震災時と比較して約 80 倍となっています。なお、グラフ 2 のとおり、コロナ融資開始以来の累計融資実績は 4 万 4,890 件、2 兆 954 億円であり、全国で多様なサービスを提供する福祉医療施設にご活用いただいております。

＜グラフ 1＞運転資金の契約件数・金額



＜グラフ 2＞コロナ資金の各種施設での活用状況

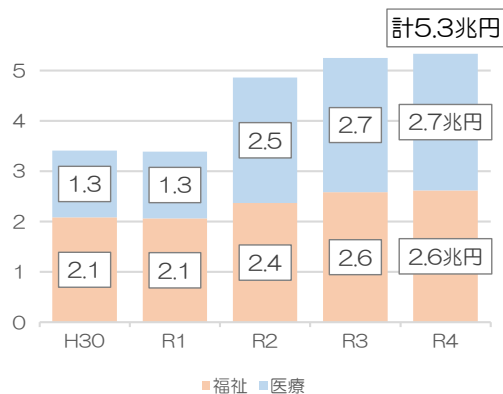


また、福祉医療基盤の経営の安定を確保する観点から、事業者が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、民間金融機関との協調融資の利用促進にも積極的に取り組んでいます。

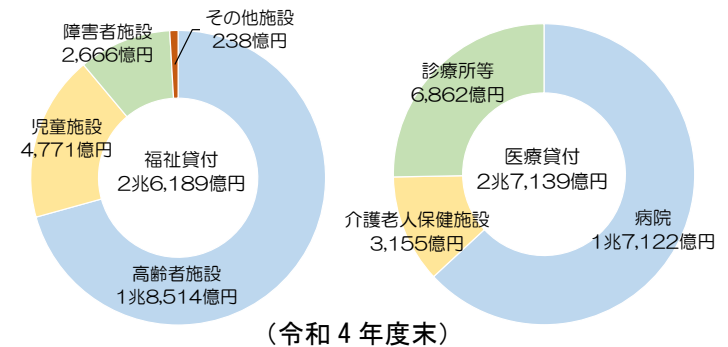
さらに、融資実行後から貸付金完済までの期中管理として、貸付先から事業報告書の提出を受け財務状況等の把握による定期的なモニタリングを行うとともに、個別に注視が必要なリスク管理債権化するおそれのある貸付先をフォローアップ先として抽出し、面談等により経営改善のアドバイス等を実施するなど、貸付先の経営悪化の未然防止の取組を実施しています。

令和 4 年度においても、借入申込書のホームページからのダウンロードや Web 面談による融資相談の実施、借入者との手続きにおいてセキュリティ性の高い WAMNET 掲示板の利用、動画配信による事業説明など、デジタル活用により借入者の利便性の向上を図っています。

＜グラフ3＞貸付残高の推移（福祉・医療別）



＜グラフ4＞施設種類別残高（福祉・医療別）



※貸付残高には、「新型コロナウイルス対応支援資金」を含む。

● 福祉医療貸付事業～施設の整備及び安定経営への貢献～

福祉医療貸付事業は「長期・固定・低利」で融資することにより、福祉医療事業者の財務負担を軽減し、経営の安定化を図るとともに、必要な施設整備を促進するという効果を有しています。

その成果については、融資の件数や金額といったアウトプットで表されるとともに、これらに伴い政策融資の受け手である福祉医療事業者、ひいては最終的な受益者である国民にとって、具体的にどのような効果や影響が及んでいるのか（アウトカム）をイメージしていただくことが重要と考えています。

こうした観点から、機構の活動による福祉医療基盤への効果や影響の度合いを表す一つの参考値として、融資を受けている貸付先が経営する全ての定員数・病床数とともに、これらの福祉医療体制の全体に占める割合（以下「機構融資関与率」という。）を以下に示すものです。

なお、その算出にあたり、融資の直接の対象となった施設の定員数・病床数ではなく、当該貸付先（法人・個人）が経営する全ての施設の定員数・病床数を使用しています。これは、機構の融資が貸付先全体の経営の安定化に寄与しているという点を考慮したものです。

（注） 以下 a～d における「機構融資関与率」の算出根拠となるデータは、令和3年度末時点で融資残高のある貸付先から提出された「事業報告書」から抽出しており、上記の考え方にに基づき、「貸付先が経営する全施設の定員数の合計」を分子として計算しています。

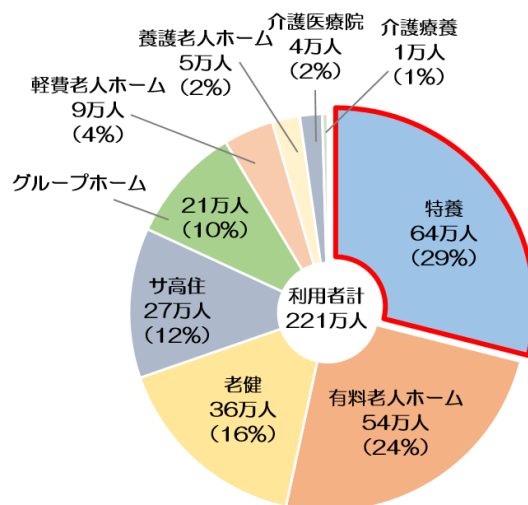
したがって、①機構が直接融資を行った施設の定員数・病床数のみを反映したものではありません。また、②過去に機構が融資を行ったものの、令和3年度末時点で融資残高のない貸付先については反映されていませんので、その点にご留意ください。

なお、分母については、国の統計調査から引用しています。

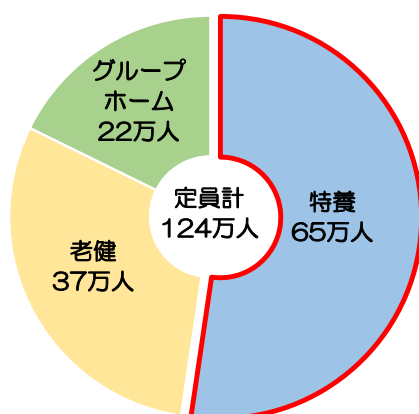
- a. 介護施設：高齢者向け施設等の利用者は全国に 221 万人で、その中で最も利用者の多い特別養護老人ホームに対する機構融資関与率は、75%となっています。 <グラフ 7 参照>

※ 各施設の利用者数は以下の資料より。
 特養、老健、グループホーム、介護医療院：
 『令和 3 年 介護給付費等実態統計』（厚生労働省）
 養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム：
 『令和 3 年 社会福祉施設等調査』（厚生労働省）
 サービス付き高齢者向け住宅：
 サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム
 （一般社団法人高齢者住宅協会）

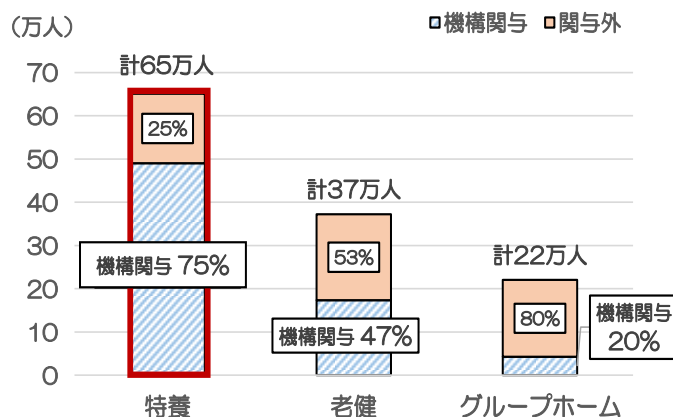
<グラフ 5> 高齢者向け住まい・施設利用者数



<グラフ 6> 高齢者施設の定員数



<グラフ 7> 機構融資関与率 (注)
 (高齢者施設の定員数)

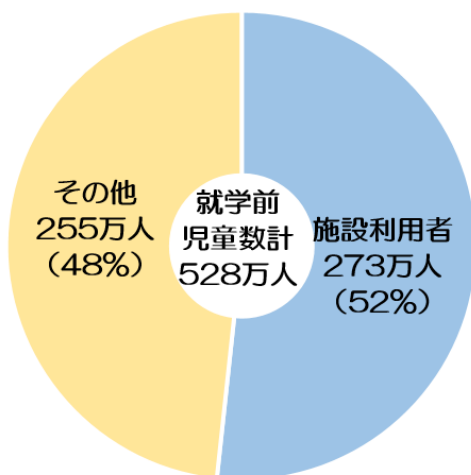


※ 各施設の定員総数は『令和 3 年 介護サービス施設・事業所調査』（厚生労働省）より。

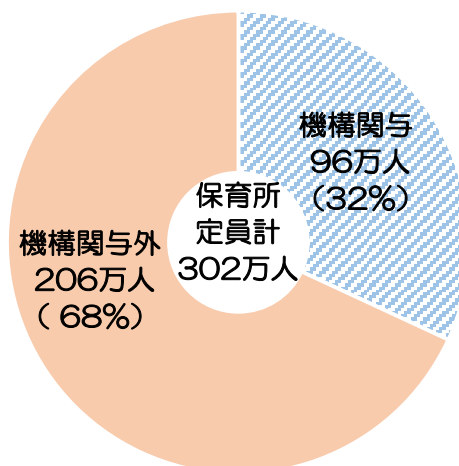
b. 保育施設：就学前児童数 528 万人の約半数が、保育所等施設を利用しています。

うち、機構融資関与率は 32%となっています。＜グラフ 9 参照＞

＜グラフ 8＞保育所等「施設利用者」の
就学前児童数に占める割合



＜グラフ 9＞機構融資関与率(注)
(保育所の定員数)



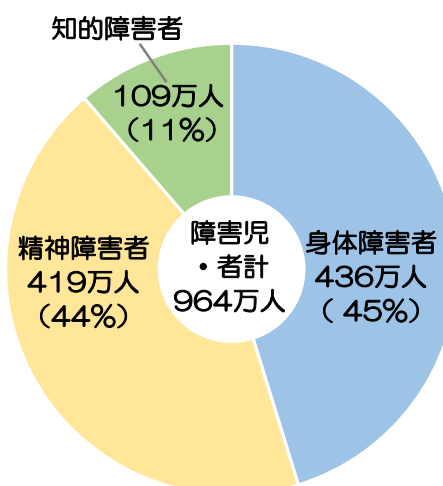
※『保育所等関連状況取りまとめ(令和4年4月1日)』
(厚生労働省)より。

※ 定員総数は『令和3年 社会福祉施設等調査』
(厚生労働省)より。

c. 障害者施設：障害のある方は全国に 964 万人で、生活介護事業に対する機構融資関与率は 55%、共同生活援助や障害者支援施設に対する機構融資関与率は 30%程度となっています。

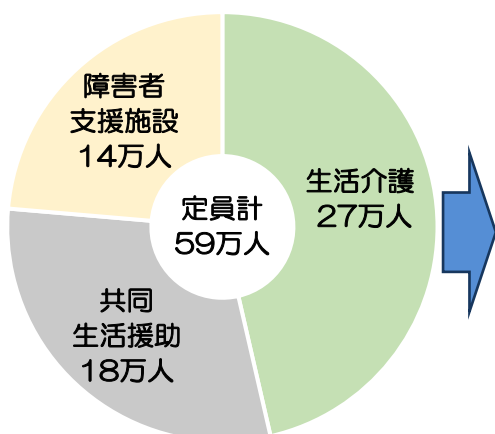
＜グラフ 12 参照＞

＜グラフ 10＞障害児・者の概況

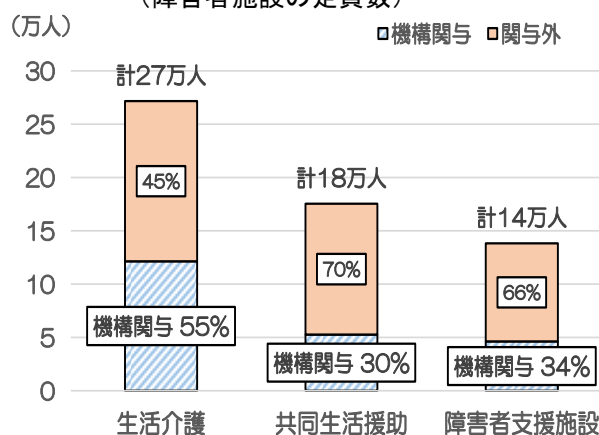


※『令和4年 障害者白書』(内閣府)より。

＜グラフ 11＞障害者施設の定員数



＜グラフ 12＞機構融資関与率(注)
(障害者施設の定員数)

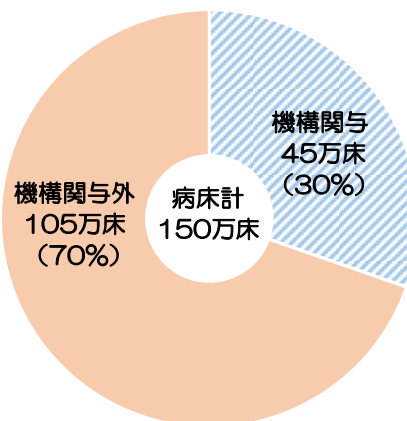


※ 各施設の定員総数は『令和3年 社会福祉施設等調査』(厚生労働省)より。

- d. 医療施設：全国の病院の病床は計 150 万床あり、それに対する機構融資関与率は 30%となっています。

<グラフ 13 参照>

<グラフ 13> 機構融資関与率(注)
(病院の病床数)



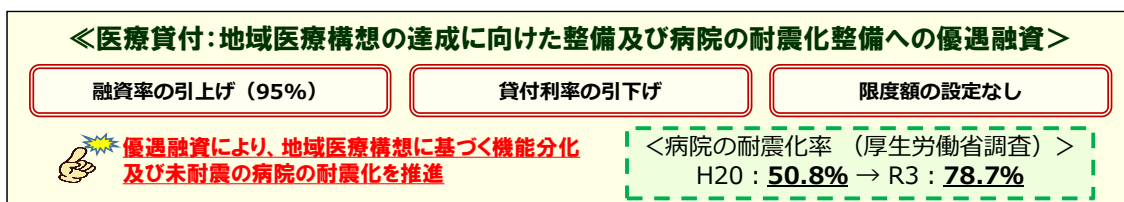
※ 病床数は『令和 3 年 医療施設調査』(厚生労働省) より。

医療貸付では、地域の病床等の医療資源の多寡に応じて貸付利率の優遇内容等が異なり、これにより政策に整合する医療提供体制の整備を支援しています。

また、地域医療構想に適合する病床機能の分化及び連携※に係る整備や、病院の耐震化をはじめとする防災・減災等に係る整備については、融資率や貸付利率の優遇により、整備等を促進しています。

※ 今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築する観点から、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、各都道府県は「地域医療構想」に則した整備を進めております。地域の医療需要・病床の必要量を踏まえて、地域医療構想調整会議での議論・調整を経て、病床数、医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）の分化・連携を進めていくこととされています。

<図 3> 地域医療構想の達成に向けた整備等への優遇融資

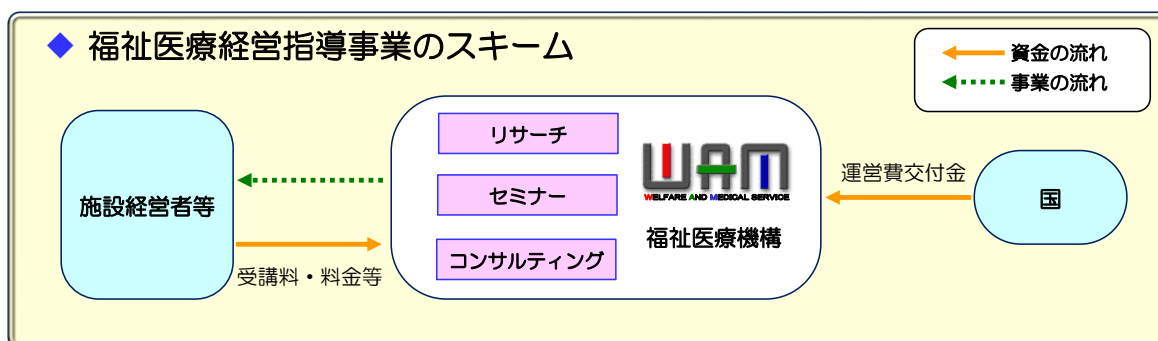


(2) 福祉医療経営指導事業

福祉医療施設の経営の効率化と安定化を支援

社会福祉施設及び医療施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対して、福祉・医療をテーマとした各種調査やレポートを公表する「リサーチ」、最新の政策動向や先駆的な取組事例等を情報提供する「セミナー」、各施設が抱える課題の解決を支援する「コンサルティング」の3つの業務を通じて、施設経営の効率化・安定化を支援しています。

＜図1＞事業のスキーム



機構では、福祉医療貸付事業の貸付先から毎年度ご提出いただく事業報告書（財務諸表等）に基づき、各種法人・施設の経営状況を分析しています。その分析結果を機構に蓄積している知見と併せて、広く全国の福祉医療施設向けに発信しています。

本事業は、「福祉医療施設の経営の安定」を目的として、高齢者・児童・障害者を含めた国民全体に対する福祉医療サービスの安定的提供に寄与しています。

貸付先からご提出いただく事業報告書等については、コロナ資金の融資に伴い貸付先が急増する中、WAM NET基盤の高度なセキュリティ環境で構築した「事業報告書等電子報告システム」を活用し、約3万6千件（令和3年度末）の貸付先に対して、安全にご提出いただける環境を提供しています。

新型コロナウイルス感染症への対応については、コロナ禍においても福祉医療施設の経営を支援するため、アンケート調査や経営動向調査を通じて、新型コロナウイルス感染症が施設経営・運営に及ぼす影響を把握するとともに、リサーチレポートを作成して幅広く発信しています。

【リサーチレポート】

令和4年度実績：19件（施設別経営状況13件、アンケート等6件）

対象のサービス・法人

＜高齢者福祉サービス＞

- ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・通所介護事業所 ・養護老人ホーム ・訪問介護事業所

＜医療系サービス＞

- ・病院 ・介護老人保健施設 ・介護医療院

＜児童福祉サービス＞

- ・保育所及び認定こども園

＜障害福祉サービス＞

- ・障害福祉サービス事業（居住系、日中活動系、児童系）

＜法人＞

- ・社会福祉法人 ・医療法人

【経営動向調査（WAM短観）】

令和4年度実績：8回（社会福祉法人4回、病院4回）

四半期毎に、法人・施設の経営や福祉医療政策の適切な運営に資するため、モニターとなっている福祉医療施設に対し、収益、稼働率、雇用の状況等を調査し、集計・分析結果をDI値として公表

また、セミナーについては、感染リスクを考慮して、オンラインセミナーを中心としつつ、試行的な取組として集合形式とオンライン配信の併用によるセミナーを令和4年度に2回開催しています。

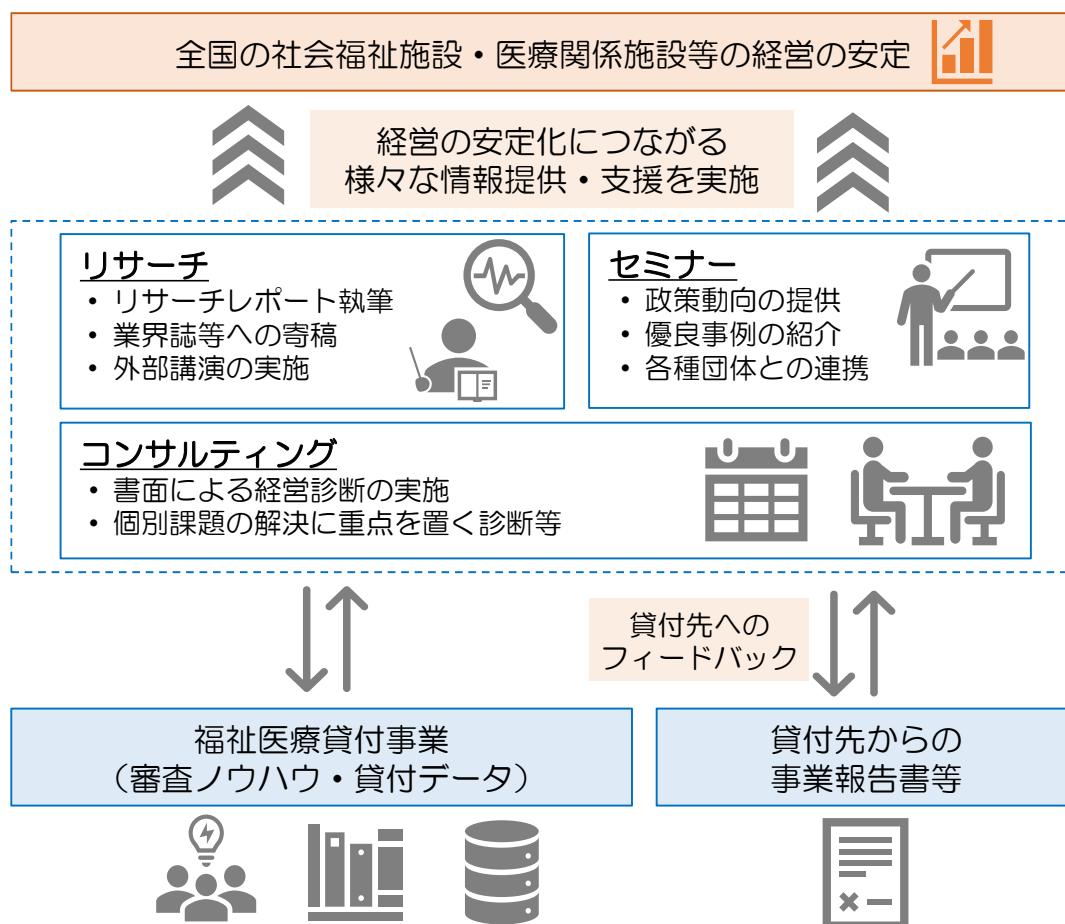
【オンラインセミナーのログイン数】

令和2年度：10,251件 令和3年度：10,457件 令和4年度：11,552件

● 福祉医療経営指導事業～経営の安定への貢献～

福祉医療経営指導事業は、「リサーチ」、「セミナー」、「コンサルティング」の3本柱で全国の福祉医療施設の経営の安定に貢献しています。＜図2参照＞

＜図2＞ 福祉医療経営指導事業の取組



(3) 社会福祉振興助成事業

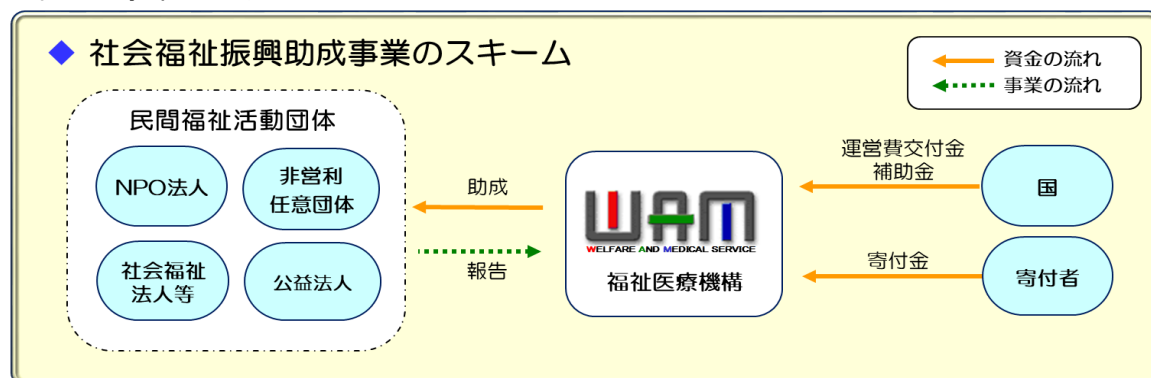
民間福祉活動への助成を通じた公的制度の狭間にある課題の軽減

国の政策に連動した助成テーマを設定し、高齢者・障害者等が地域のつながりの中で自立した生活を送り、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる地域共生社会の実現に向けて、NPOやボランティア団体などが行う民間福祉活動に対する助成を行い、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動を支援するとともに、団体のガバナンス強化の支援等も実施しています。

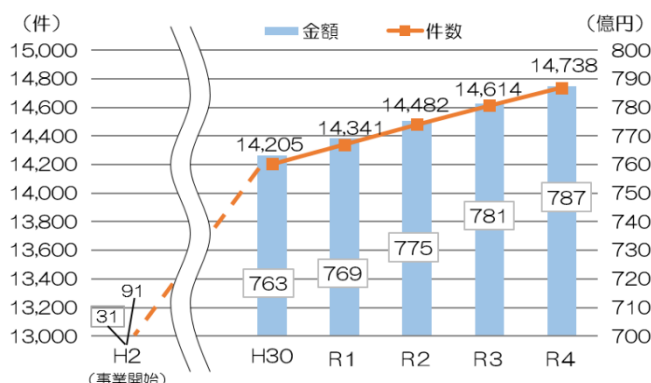
さらに令和4年度は、令和3年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症により深刻化している課題に対応するため、補正予算により、孤独・孤立対策の一環としてコロナ禍における生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等の支援に係る民間団体活動助成事業を実施しています。

なお、助成の応募や期間中の手続き等については、電子化を図るとともに、助成事業の成果普及の取組として助成事業実績を閲覧できる e-ライブラリーの拡充のほか、WAM助成シンポジウムの動画配信を行うなど、利便性の向上を図っています。

<図1>事業のスキーム

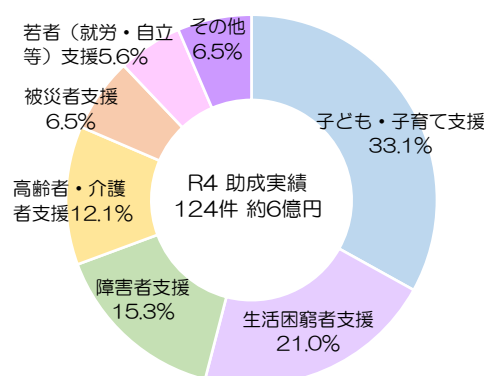


<グラフ1>助成金額・件数の累計 (補正予算・予備費分は含まず)



33年間で約14,700件の事業に約787億円を助成

<グラフ2>分野別の採択件数割合



● 社会福祉振興助成事業～NPO等の市民活動への貢献～

社会福祉振興助成事業は、様々な公的制度の対応が十分に行き届かない社会福祉領域の制度の狭間にある課題に対し、柔軟に対応するNPO等の市民活動を助成により支援しています。＜図2参照＞

【令和3年度助成事業の事後評価結果】

支援対象者数：延べ 809,768 人

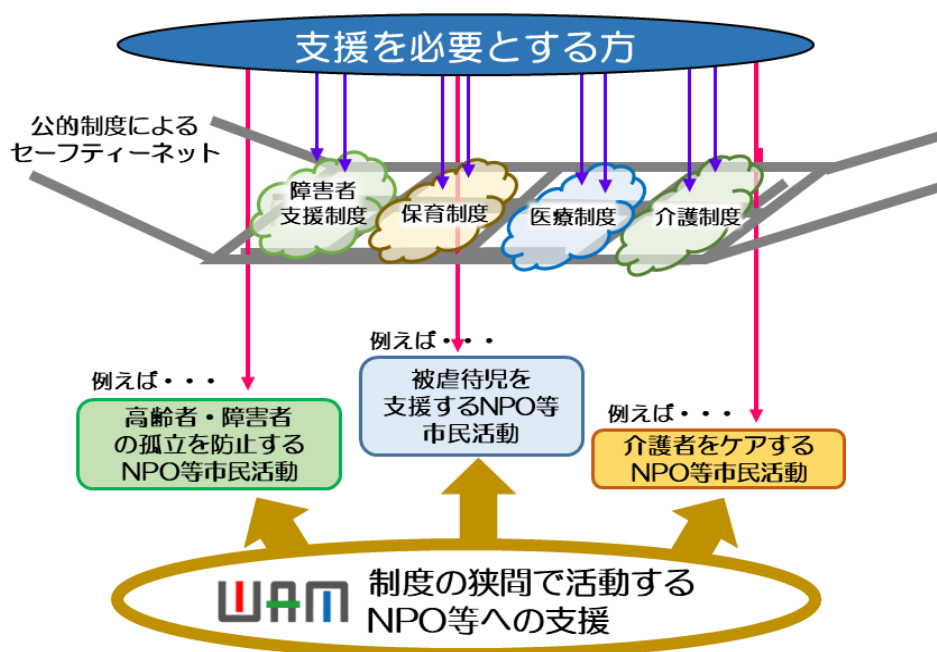
支援対象者の満足度：96.0%（うち最高評価 66.1%）

新たなネットワーク（他団体・行政機関等との連携）を構築した団体割合：約 8 割

マスコミに取り上げられた団体割合：約 7 割

※ 令和3年度に助成した団体に対する事後評価を令和4年度に実施

＜図2＞制度の狭間への支援（イメージ）



(4) 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

全ての利用者への一元的かつ正確な福祉保健医療情報の提供

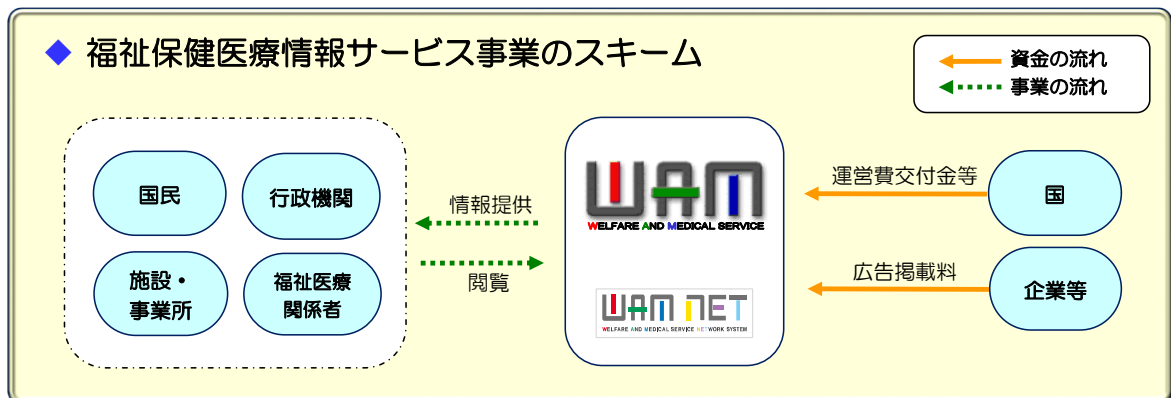
WAM NETは、福祉・保健・医療に関する制度や施策、その取組状況等の各種情報を幅広く提供することにより、福祉と医療を支援する総合情報提供サイトです。

また、各事業の事務効率化や情報セキュリティ確保等をICT（情報通信技術）活用によって支援するため、WAM NET基盤の更なる活用を推進するなど、国の進める「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）を踏まえ、事業を実施しています。

近年では、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、国の施策に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」、「子ども・子育て支援情報公表システム」及び「災害時情報共有システム」の管理・運営を通じて、これらのシステムの全ての利用者に対して一元的かつ正確な情報の基盤を提供しています。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、国のコロナ対策関連情報及び機構のコロナ資金の融資情報や動画配信によるコロナ対策経営セミナー等をまとめた「新型コロナウイルス関連情報」コンテンツを通じて、タイムリーかつワンストップで情報を提供することにより、福祉医療関係従事者や経営者等の支援を行っています。

<図1>事業のスキーム



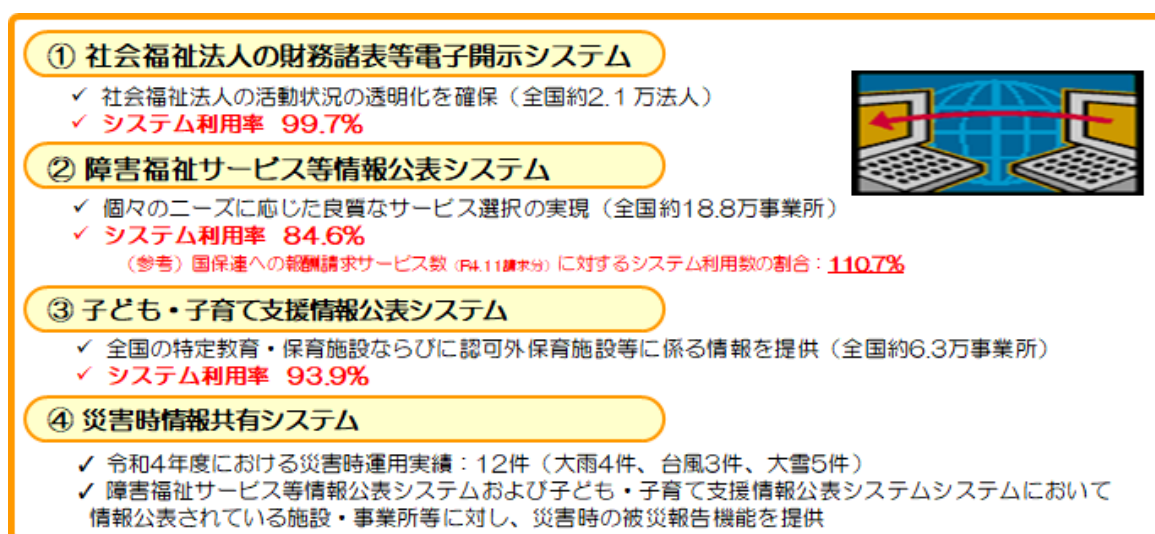
<図2>WAM NETの特徴

①	福祉保健医療分野の情報を幅広く提供	福祉・保健・医療に関する制度や施策、その取組状況等の各種情報を幅広く提供
②	国の施策に基づく情報システムの運用及び管理	・社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム ・障害福祉サービス等情報公表システム ・子ども・子育て支援情報公表システム ・災害時情報共有システム
③	基盤の活用による機構業務の効率的な実施の推進	セキュリティ対策が十分なWAM NET基盤を活用することで、WAMの各事業の効率化を推進

本事業で運営しているWAM NETは、福祉・保健・医療に関する各種情報を総合的に提供するとともに、スマートフォンサイトや Twitter、メールマガジンなど利用者サービスの向上にも取り組んでおり、様々な方々に利用されていますが、主なユーザーである福祉医療事業者、行政機関に加え、福祉医療サービスの利用者（制度の直接の受益者である児童、高齢者、障害者、医療の利用者及びその家族等）への情報提供に力を入れています。

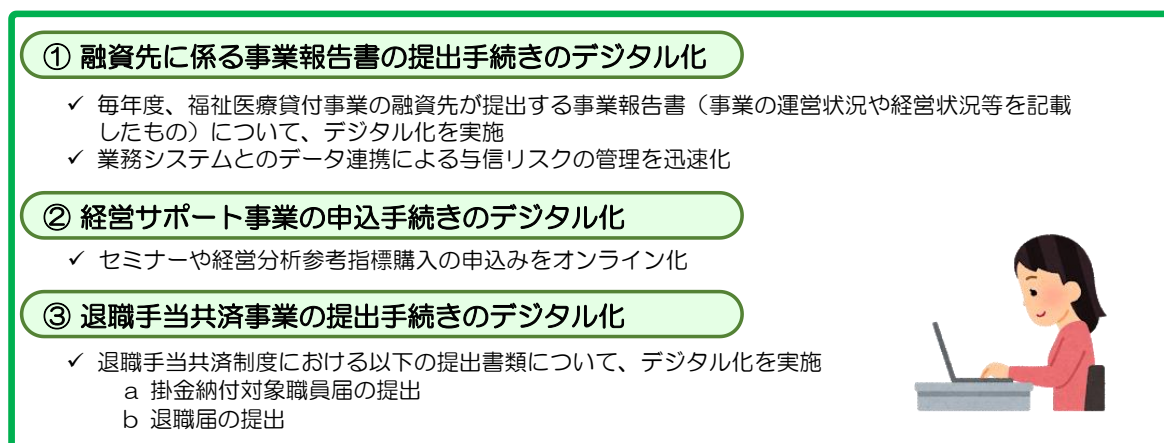
また、WAM NETの情報を全ての利用者に向けて発信するための取組として、各自治体や地方自治体のホームページ等へのリンクを促進するとともに、福祉医療関係団体に加え、経済団体や労働団体、企業人事部門等を個別に訪問し、「ここ de サーチ」等の子育て・介護と仕事の両立支援ポータルに関する周知・広報を積極的に展開しています。

<図 3> 国の施策に基づくシステムの利用状況



また、利用者からのアクセスにおいて、主体認証、暗号化通信等で高い情報セキュリティを確保したセキュアなネットワークを活用したサービスを提供することで、安心かつ安全なシステム利用を実現しています。この高度な情報セキュリティを確保したWAM NET基盤は、各事業における手続きのオンライン化を進めるなど、WAMにおけるデジタル・ガバメント化の推進に大きく貢献しています。

<図 4> WAM NET基盤を活用したデジタル・ガバメント化の推進

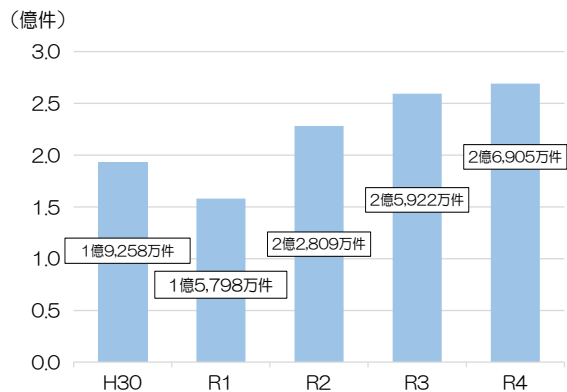


● 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）～社会資源の有効活用への貢献～

WAM NET事業は、介護、児童福祉、障害者福祉、医療に関する「全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報」の提供により、社会資源が、より有効に活用されることに貢献しており、多くの方々にご利用いただいております。

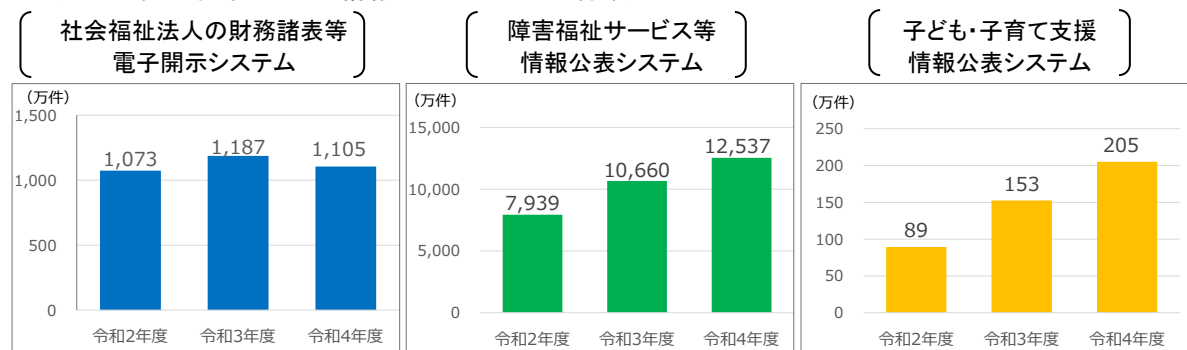
令和4年度は、国の施策に基づき安定的な運用及び効率的な管理、情報の公表を実施している3つの情報システム（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム、障害福祉サービス等情報公表システム、子ども・子育て支援情報システム）を運営するなど、全ての利用者が正確な情報を一元的に入手できる環境を整備しています。＜グラフ1・2、図5参照＞

＜グラフ1＞WAM NET利用状況（年間ヒット件数）

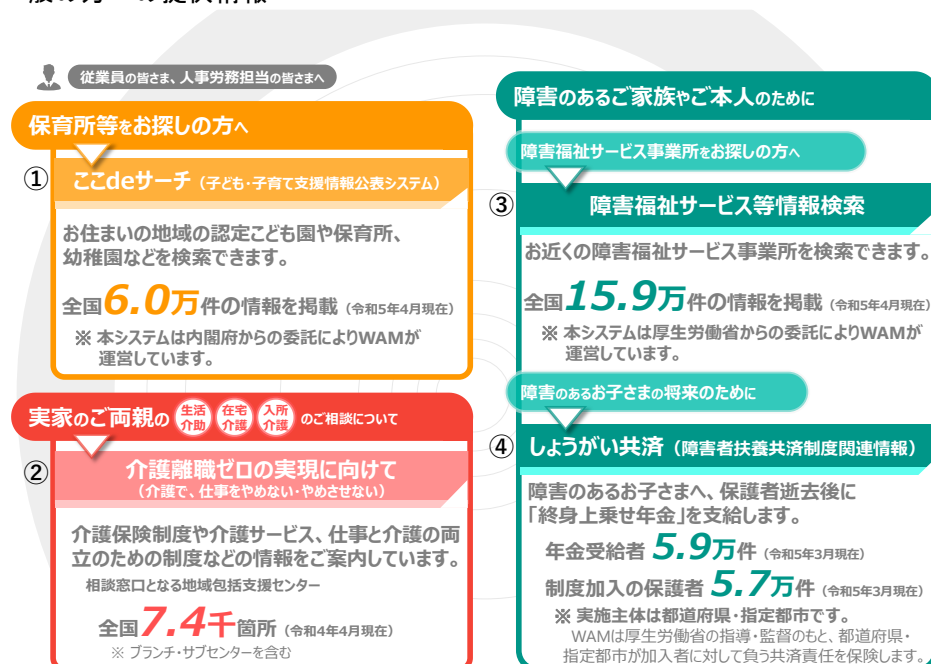


※ヒット件数は増加傾向にあり、令和4年度は約2億7千万件となりました。

＜グラフ2＞国の施策に基づく情報システムのヒット件数



＜図5＞一般の方への提供情報



(5) 退職手当共済事業

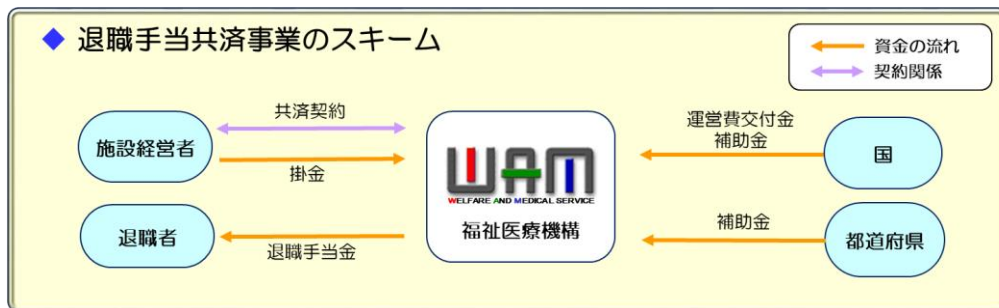
福祉施設職員の処遇向上と人材の確保・定着に貢献

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等を退職された方に退職手当金を支給する退職手当共済制度を安定的に運営することにより、処遇の向上を通じて施設に従事する人材の確保と定着に貢献しています。

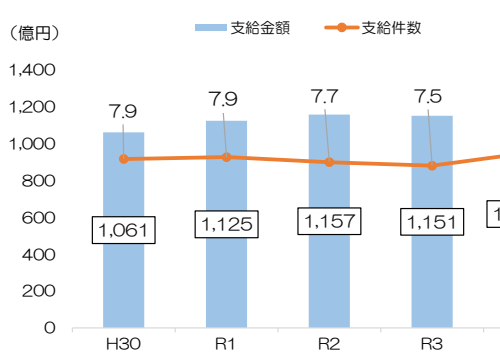
本事業は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき運営されており、退職手当金の支給財源は、共済契約者（施設経営者）、国、都道府県の三者が負担し、職員個人の負担が生じないことが特徴です。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りの悪化等で掛金の期限内の納付が困難な場合において、共済契約者から申請があったものについては、内容を審査のうえ、5月末の納付期限の延長を行うなど、福祉施設の経営を支援しています。

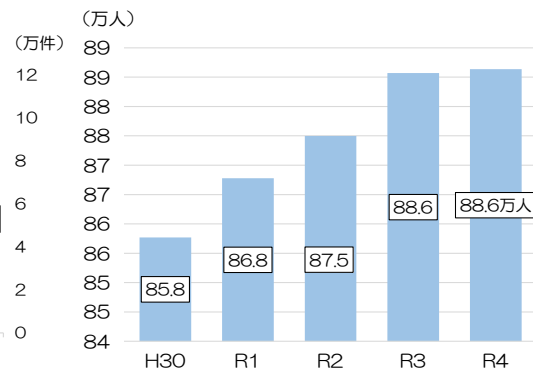
＜図 1＞事業のスキーム



＜グラフ 1＞支給件数及び支給金額の推移



＜グラフ 2＞加入職員数の増加の推移

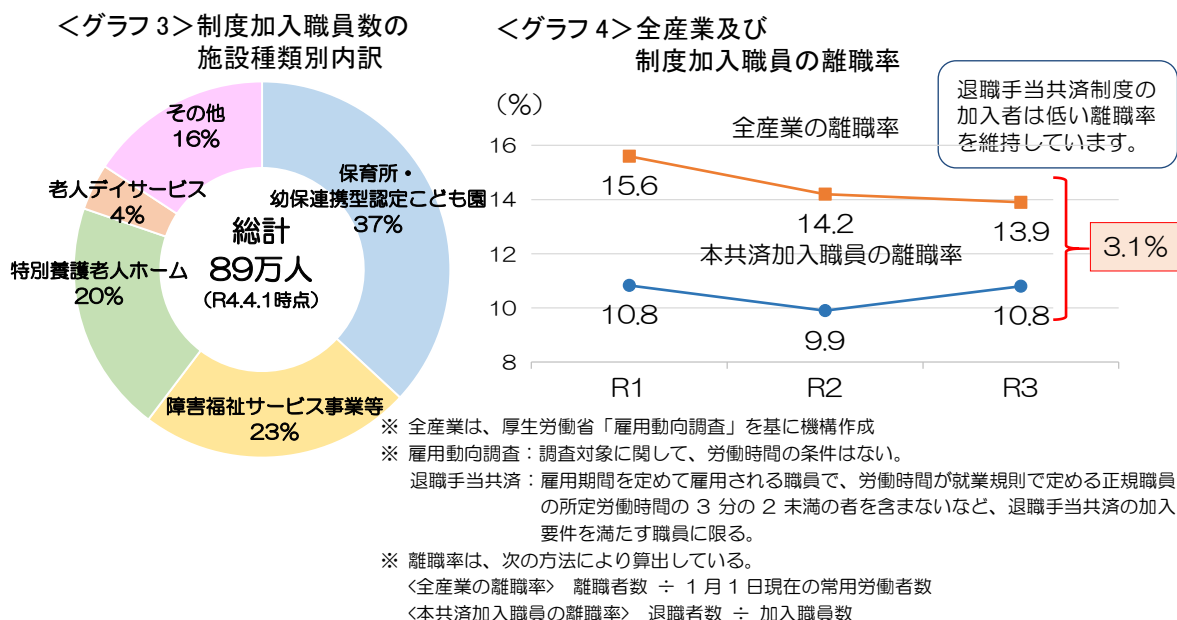


福祉業界における担い手の不足が続く中、退職手当共済制度の運営により、社会福祉施設等における職員の定着に大きく貢献することで、喫緊の政策課題である、介護離職防止、子育て環境の整備、待機児童ゼロを支える福祉人材の確保・安定化にも寄与しています。

また、機構では、全国約1.7万法人の社会福祉施設退職共済事務を一括で処理しています。本事業における主要な手続きについては、「退職手当共済電子届出システム」により電子的に行うことができるように整備しており、システムで「掛金納付対象職員届」が作成された割合は共済契約者全体の約93%、「被共済職員退職届」が作成された割合は同書類の受付数全体の約55%となっています。特に「被共済職員退職届」の利用率については、第4中期目標期間中に約2倍に伸びています。

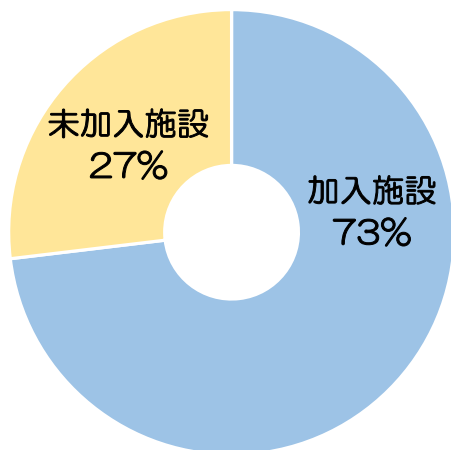
● 退職手当共済事業～福祉施設の人材の確保・定着への貢献～

退職手当共済事業は、福祉施設の人材の確保・定着に資する退職手当共済制度を、介護、児童、障害等の各福祉分野の施設に提供しており、本制度加入者の離職率は全産業の離職率よりも低い水準を維持しています。＜グラフ3・4参照＞

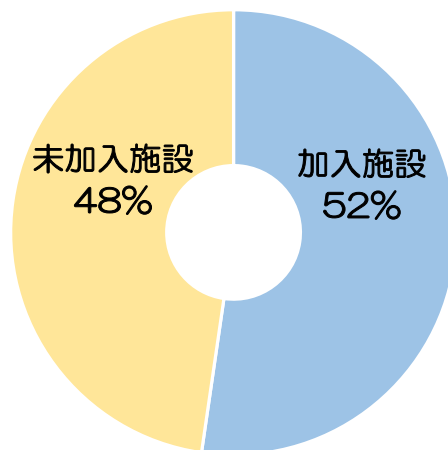


また、主な施設の本制度への加入率は、特別養護老人ホームでは73%、保育所等では50%超となっており、退職手当共済制度に加入している施設の割合は高い水準となっています。＜グラフ5・6参照＞

＜グラフ5＞特別養護老人ホームの加入率



＜グラフ6＞保育所等の加入率



※ 特別養護老人ホームは厚生労働省『令和3年介護サービス施設・事業所調査』、保育所等は厚生労働省『令和3年社会福祉施設等調査』を基に次の方法により算出している。

退職手当共済事業加入施設数 ÷ 全国の施設数

※ 保育所等は保育所及び幼保連携型認定こども園を指す。

(6) 心身障害者扶養保険事業

障害者福祉の増進、保護者の不安軽減及び障害児・者の自立支援

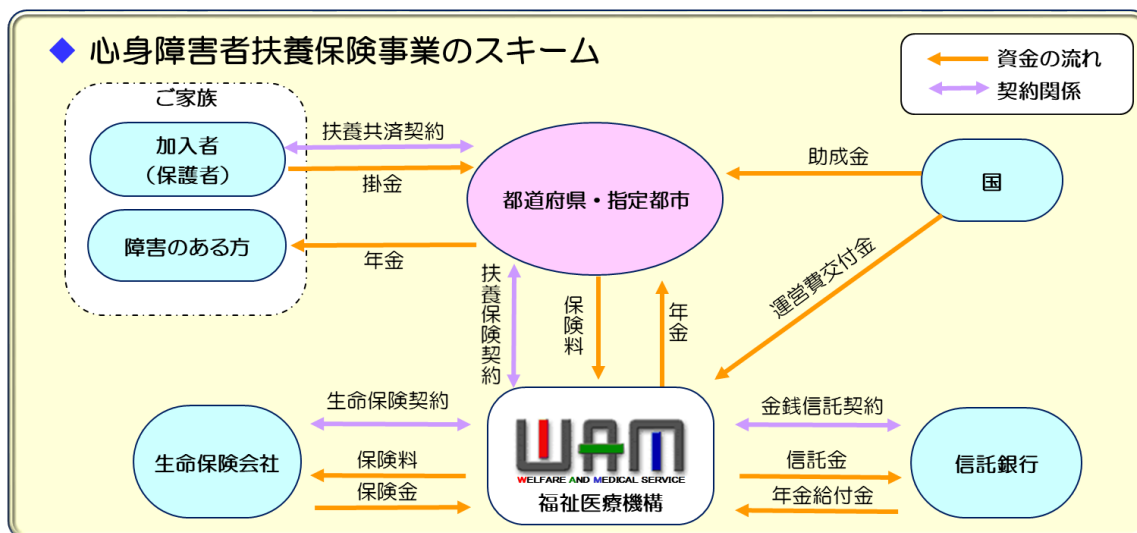
各都道府県・指定都市が条例に基づき実施している「心身障害者扶養共済制度」※において、都道府県・指定都市が加入者に対して負う責任を機構が一元的に保険する事業です。

全国的な規模で機構が保険することにより、加入者の住所異動時における継続加入や年金資産の効率的な運用を実現し、制度を安定的に実施しています。

※心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、毎月、一定の掛金を納めることにより、加入者（保護者）に万一のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。保護者が抱く不安の軽減を図り、障害のある方の生活の安定の一助と福祉の増進を目的としています。

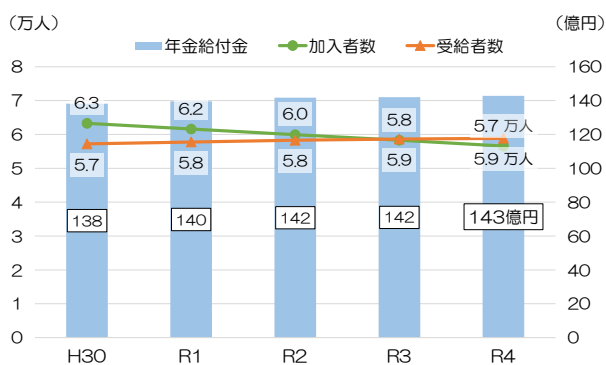
＜図 1＞事業のスキーム



また、心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を実施しています。令和4年度においては、WAM NET会員向けメールマガジンの活用や検索連動型広告（リスティング広告）の試行など、デジタルを活用した制度案内を実施しています。

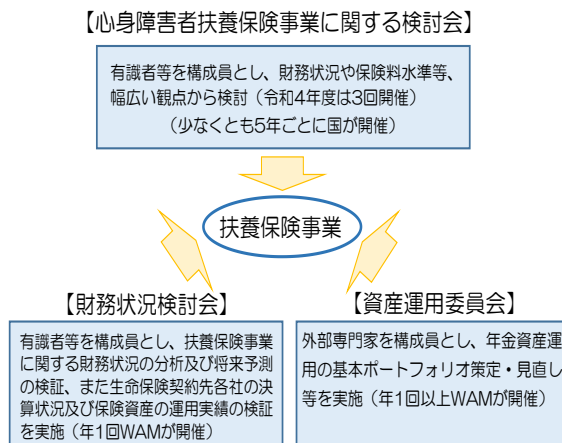
これらの広報活動の結果、近年は新規加入者が増加傾向にあります。

＜グラフ 1＞加入者数、受給者数及び年金給付金の推移

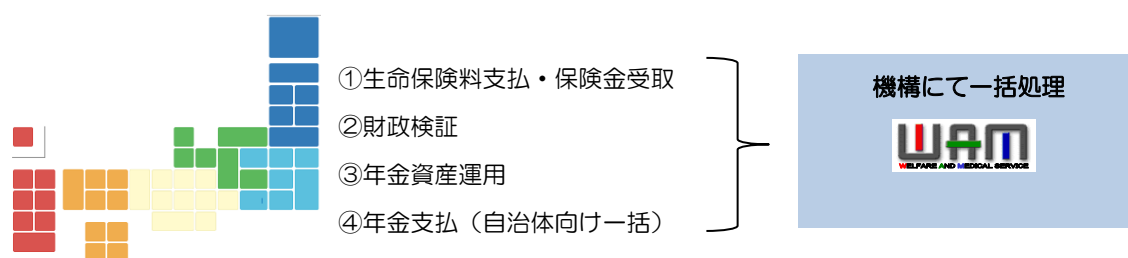


- ① 受給者数、年金給付金は順調に増加しています。
- ② 平成8年の保険料改定を契機に加入者数は減少傾向にありますが、国及び地方公共団体等と協力し、周知・広報活動に取り組み、近年新規加入者が増加傾向にあります。

＜図 2＞安定的な業務運営の取組



<図 3> 事務・運用の一元化による制度の安定と効率化



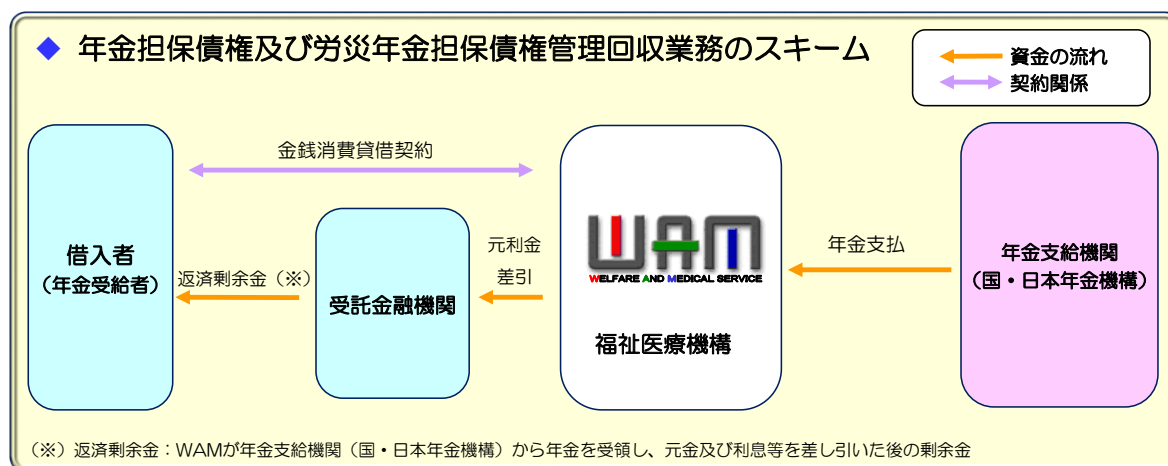
(7) 年金担保債権管理回収業務 及び (8) 労災年金担保債権管理回収業務

業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営

年金受給者に対して、その年金受給権を担保として、医療費等の一時的に必要な小口の資金を融資することにより、高齢者等の生活の安定を支援してきましたが、令和 2 年 5 月に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき、令和 3 年度末に申込の受付を終了しました。

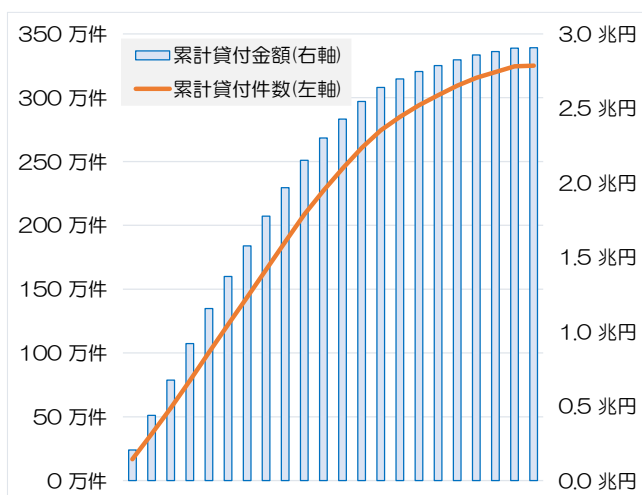
なお、令和 4 年 4 月以降は、年金受給者等に対して申込受付の終了に係る周知広報を継続して実施するとともに、これまで貸し付けた債権の管理回収を行っています。

<図 1> 事業のスキーム



<グラフ 1> 年金担保・労災年金担保貸付の実行規模
(平成 13 年度～令和 4 年度)

機構での制度開始（平成 13 年度）以降
延べ 325 万件、2 兆 9,062 億円の貸付実行を実施



<図 2> 申込受付終了に係る周知広報

広報チラシの作成、ホームページの掲載など、
多様な方法により周知広報を図っています。

- ✓ 申込受付終了及び債権管理回収業務への移行を踏まえた新たな広報チラシを受託金融機関・年金事務所等へ送付し、窓口での周知を依頼
- ✓ ホームページ上の説明を改訂するとともに、電話（24 時間自動応答システム）のアナウンスを更新
- ✓ 違法な年金担保融資の注意喚起を徹底するため、厚生労働省及び消費者庁と連名のチラシ等を HP に掲載
- ✓ 厚生労働省及び全国銀行協会と連携して、政府広報（全国紙 5 社、地方紙 69 社）に掲載

重層的な対応を実施し、事業廃止に伴う
利用者等の混乱を回避

(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

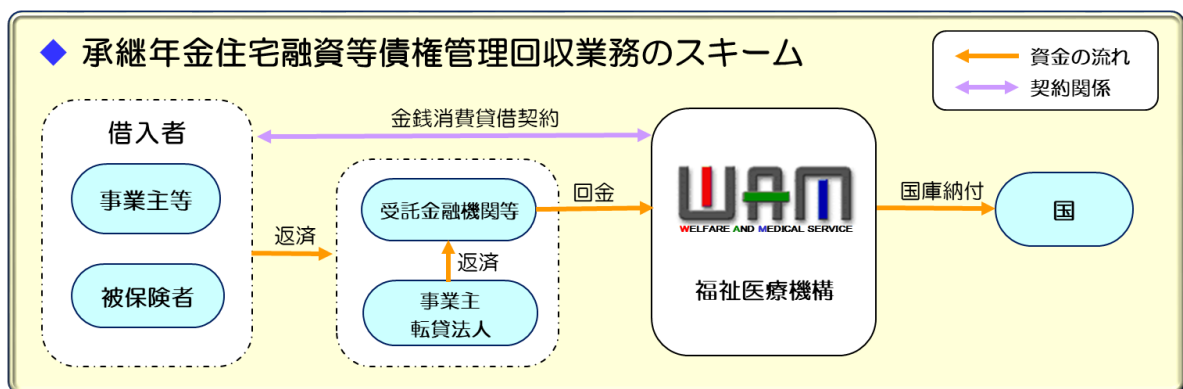
公的融資としてのきめ細かな対応の継続と国の年金財政への貢献

本業務は、旧年金福祉事業団等が年金を財源として貸付を行った住宅取得等の資金に係る債権の管理回収を行っています。機構は、平成 18 年 4 月に旧年金資金運用基金より承継しており、当該債権の回収が終了するまでの間、業務を実施します。

当該業務に関する将来の収支状況の的確な把握に資するため、将来推計作成のシステムを構築し、迅速化・省力化を図るとともに、受託金融機関事務説明会の Web 開催や、資料を電子データで提供するための連絡掲示板の設置など、受託金融機関の利便性向上に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により返済が困難となった借入者の方への貸付条件の変更等の対応を行っています。

<図 1> 事業のスキーム

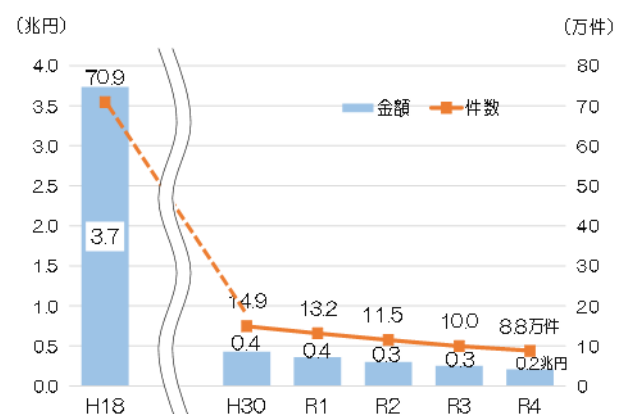


なお、回収金は定期的に国に納付しており、年金給付の財源として活用されています。業務承継以来、約 4 兆 3 千億円の住宅ローン等の元利金を回収することにより、国の年金制度運営に貢献しています。

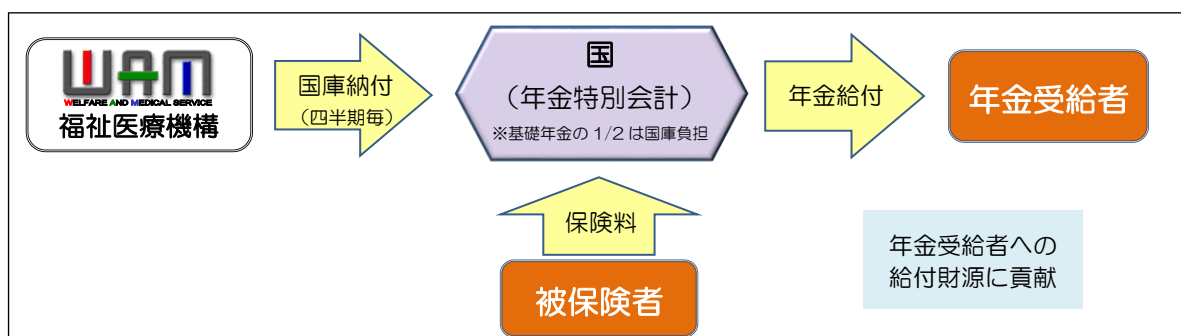
<グラフ 1> 国庫納付額(累計)の推移



<グラフ 2> 融資残高の推移



<図 2> 年金給付財源への貢献



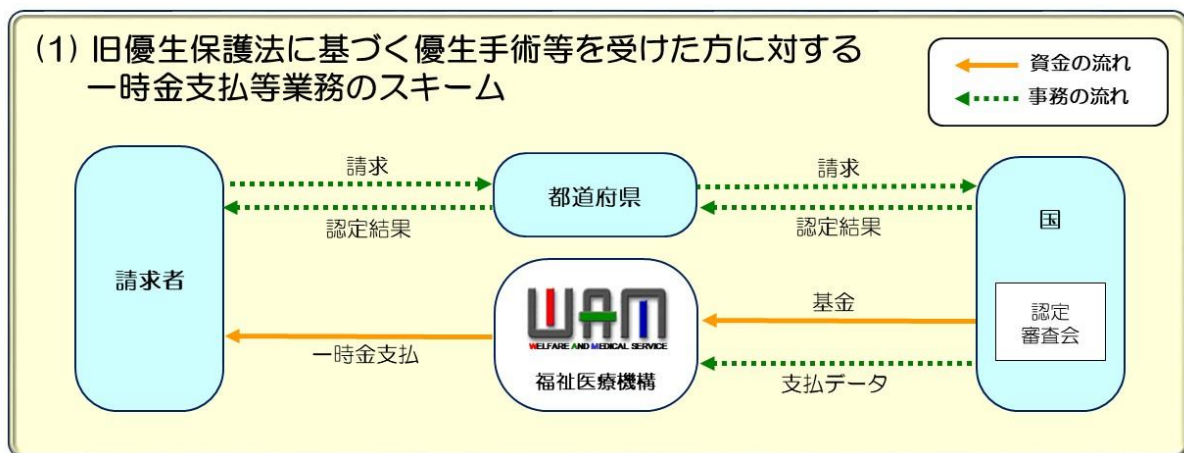
(10) 一時金支払等業務及び (11) 補償金支払等業務

旧優生保護法一時金及びハンセン病元患者家族補償金の迅速な支払いによる国民福祉の増進

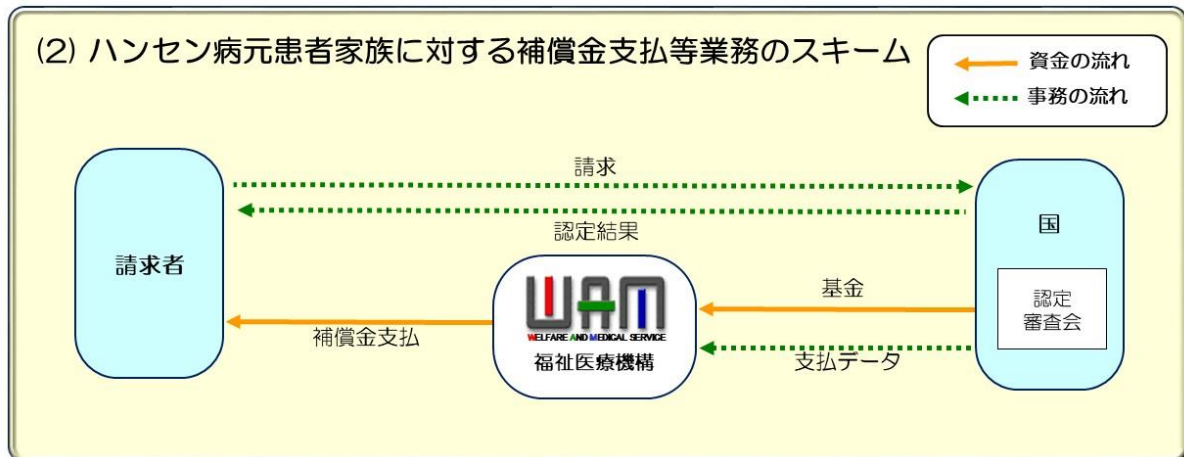
令和元年度より、国からの委託を受けて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支払いを行っています。

当該業務の実施にあたっては、個人情報の取扱いに特に配慮するため、国との間で行われる支払データの授受においては、セキュリティ性の高いWAM N E T基盤を利用しています。

＜図 1＞事業のスキーム(一時金支払等業務)



＜図 2＞事業のスキーム(補償金支払等業務)



＜表 1＞ 一時金支払件数・金額

年度	件数	金額
R1	476 件	1,524 百万円
R2	410 件	1,313 百万円
R3	86 件	275 百万円
R4	66 件	211 百万円
累計	1,038 件	3,324 百万円

＜表 2＞ 補償金支払件数・金額

年度	件数	金額
R1	1,061 件	1,459 百万円
R2	5,555 件	8,807 百万円
R3	690 件	1,048 百万円
R4	362 件	568 百万円
累計	7,668 件	11,881 百万円

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

令和4年度においても、第4期中期目標の達成に向けて、中期計画及び年度計画に基づき、業務運営を行ってまいりました。機構の各事業（セグメント別）の自己評価と行政コストとの関係の概要については、以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、[業務実績の評価結果](#)をご覧ください。

項 目	評価（注1）	行政コスト（注2）
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 福祉医療貸付事業	A	54,724 百万円
2 福祉医療経営指導事業	A	448 百万円
3 社会福祉振興助成事業	B	1,459 百万円
4 退職手当共済事業	A	124,342 百万円
5 心身障害者扶養保険事業	B	29,069 百万円
6 福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)	A	1,167 百万円
7 年金担保及び労災年金担保債権管理回収業務	B	(年担) 422 百万円 (労担) 9 百万円
8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	B	1,108 百万円
9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務	B	(一時金) 232 百万円 (補償金) 558 百万円
II 業務運営の効率化に関する事項		
1 業務・システムの効率化と情報化の推進	B	
2 経費の節減	B	
III 財務内容の改善に関する事項		
1 財務内容の改善に関する事項	B	
IV その他業務運営に関する重要事項		
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	B	
2 内部統制の充実	B	
3 人事に関する事項	B	

（注1）評価区分

S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：所期の目標を達成していると認められる。

C：所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

（注2）各事業、業務に係る[行政コスト](#)については、P54の説明をご覧ください。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評 定	B	B	A	B	－
理 由	(令和 3 年度) 項目別評定は 15 項目中、A が 4 項目、B が 11 項目であり、うち重要度「高」であるものは A が 4 項目であった。 全体の評定を引き下げる事象はなかったことから、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、B とした。				

(注) 評価区分

- S : 法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A : 法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B : 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。
- C : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

予算と決算との対比は、以下のとおりです。

令和４年度の予算額と決算額とで差額が生じている項目もありますが、いずれも事業、業務の実施に影響を与えるものではありません。

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額
(収入)			
運営費交付金	3,924	3,924	－
国庫補助金	27,688	27,655	△ 33
利子補給金	2,706	2,706	－
福祉医療貸付事業収入	38,113	32,520	△ 5,593
経営指導事業収入	73	30	△ 43
福祉保健医療情報サービス事業収入	5	6	1
社会福祉振興助成事業収入	12	12	－
退職手当共済事業収入	96,661	97,009	348
心身障害者扶養保険事業収入	34,029	33,758	△ 271
承継債権管理回収業務収入	8,550	8,508	△ 42
年金担保貸付事業収入	828	667	△ 161
労災年金担保貸付事業収入	14	12	△ 2
寄附金収入	100	197	97
利息収入	1	0	△ 1
雑収入	14	17	3
計	212,717	207,021	△ 5,696
(支出)			
福祉医療貸付事業費	44,196	26,044	△ 18,152
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費	38	35	△ 3
社会福祉振興助成事業費	1,442	1,327	△ 115
退職手当共済事業費	123,033	123,613	580
心身障害者扶養保険事業費	34,029	33,758	△ 271
年金担保貸付事業費	371	319	△ 52
労災年金担保貸付事業費	5	5	0
一時金支払金	1,268	211	△ 1,057
補償金支払金	1,843	568	△ 1,275
業務経費	5,542	5,324	△ 218
一般管理費	364	423	59
人件費	2,998	2,904	△ 94
返還金	－	3	3
計	215,131	194,534	△ 20,597

12. 財務諸表

要約した法人単位の財務諸表は、以下のとおりです。なお、[各財務諸表の概要](#)については、P53 以降をご覧ください。

(1) 貸借対照表（令和 5 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	503,729	流動負債	275,573
現金及び預金等	173,360	1 年以内返済予定借入金・債券等	269,743
1 年以内回収予定長期貸付金	324,914	その他	5,830
その他	5,455		
固定資産	5,124,020	固定負債	4,870,411
有形固定資産	579	借入金・債券等	4,850,741
無形固定資産	2,115	その他	19,670
長期貸付金等	5,117,952	法令に基づく引当金等	117,393
その他	3,374	負債合計	5,263,377
		純資産の部	金額
		資本金	394,577
		資本剰余金	△ 798
		繰越欠損金	△ 29,406
		純資産合計	364,372
資産合計	5,627,749	負債純資産合計	5,627,749

※ [貸借対照表の概要](#)については P53 をご参照ください。

(2) 行政コスト計算書（令和４年４月１日～令和５年３月３１日）

（単位：百万円）

科目	金額
Ⅰ 損益計算書上の費用	214,468
Ⅱ その他行政コスト	
減価償却相当額	0
Ⅲ 行政コスト	214,468

※ 各勘定の[行政コスト計算書の概要](#)については P54 をご参照ください。

(3) 損益計算書（令和４年４月１日～令和５年３月３１日）

（単位：百万円）

科目	金額
経常費用（Ａ）	207,728
業務費	206,502
業務経費等	203,703
人件費等	2,131
減価償却費	669
一般管理費	1,223
管理経費	345
人件費等	804
減価償却費	74
その他	3
経常収益（Ｂ）	186,936
補助金等収益等	58,086
事業収入等	128,616
その他	234
臨時損失（Ｃ）	6,740
臨時利益（Ｄ）	6,883
前中期目標期間繰越積立金取崩額（Ｅ）	29
当期総損失（Ａ－Ｂ＋Ｃ－Ｄ－Ｅ）	20,620

※ [各勘定の当期総利益（損失）](#)については P55 をご参照ください。

(4) 純資産変動計算書（令和４年４月１日～令和５年３月３１日）

（単位：百万円）

区分	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金 (又は繰越欠損金)	IV 評価・換 算差額等	純資産合計
当期首残高	442,500	△ 798	281	－	441,982
当期変動額	△ 47,923	△ 0	△ 29,687	－	△ 77,610
当期末残高	394,577	△ 798	△ 29,406	－	364,372

※ [純資産の変動要因](#)については P57 をご参照ください。

(5) キャッシュ・フロー計算書（令和４年４月１日～令和５年３月３１日）

（単位：百万円）

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 64,480
人件費支出	△ 2,893
補助金等収入	59,035
事業収入等	502,893
その他収入・支出	△ 623,516
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,356
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	53,974
IV 資金減少額（I + II + III）	△ 17,861
V 資金期首残高	106,996
VI 資金期末残高（IV + V）	89,135

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

① 貸借対照表

純資産の部は政府出資金 394,577 百万円及び繰越欠損金 29,406 百万円等により 364,372 百万円を計上しており、事業、業務の実施に必要な財務基盤を有しております。なお、令和4年度は一般勘定の福祉医療貸付事業に係る貸倒引当金繰入等の影響により、法人全体で 20,620 百万円の当期総損失を計上しておりますが、令和2年度及び令和3年度に政府出資金計 138,817 百万円の増資を受け入れたことにより財務基盤強化が図られ、財政状態に問題はありません。

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	503,729	流動負債	275,573
現金及び預金等	173,360	1年以内返済予定借入金・債券等	269,743
1年以内回収予定長期貸付金	324,914	その他	5,830
その他	5,455		
固定資産	5,124,020	固定負債	4,870,411
有形固定資産	579	借入金・債券等	4,850,741
無形固定資産	2,115	その他	19,670
長期貸付金等	5,117,952	法令に基づく引当金等	117,393
その他	3,374	負債合計	② 5,263,377
		純資産の部	金額
		資本金	394,577
		資本剰余金	△ 798
		繰越欠損金	△ 29,406
		純資産合計	364,372
資産合計	① 5,627,749	負債純資産合計	③ 5,627,749

<① 資産構成>

勘定名	資産額
一般勘定	5,237,762
共済勘定	50,539
保険勘定	69,575
承継債権管理回収勘定	241,554
年金担保債権管理回収勘定	13,591
労災年金担保債権管理回収勘定	887
一時金支払等勘定	8,316
補償金支払等勘定	5,524
法人全体	5,627,749

法人全体では、一般勘定及び承継債権管理回収勘定の2勘定の資産で約97.4%を占めています。

<② 負債構成>

- ・法人全体では、福祉医療貸付及び年金担保貸付の財源となる借入金、機構債で約97.3%を占めています。
- ・法令に基づく引当金等として117,393百万円を計上しています。
(内訳)
 - ▶ 退職手当給付費支払資金
47,883百万円(共済勘定)
 - ▶ 心身障害者扶養保険責任準備金
69,510百万円(保険勘定)

<③ 純資産構成>

- ・資本金394,577百万円は全額国からの出資金となっています。
- ・資本剰余金△798百万円は、社会福祉・医療事業団から承継した特定資産の国庫納付から生じる減資差益1,095百万円から同事業団から承継した特定資産の売却及び除却による除売却差額相当累計額△1,773百万円と減価償却相当累計額△121百万円を差し引いたものです。

【総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）】

（単位：百万円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一 般 勘 定	3,406,804	3,351,508	4,815,666	5,185,328	5,237,762
共 済 勘 定	51,162	52,700	52,632	54,418	50,539
保 険 勘 定	74,303	70,949	73,648	72,372	69,575
承継債権管理回収勘定	486,223	410,092	345,808	290,060	241,554
年 金 担 保 債 権 管 理 回 収 勘 定	51,863	47,176	36,334	31,973	13,591
労 災 年 金 担 保 債 権 管 理 回 収 勘 定	3,719	3,167	2,643	2,028	887
一 時 金 支 払 等 勘 定		10,251	8,890	8,570	8,316
補 償 金 支 払 等 勘 定		16,105	7,237	6,133	5,524
合 計	4,074,074	3,961,948	5,342,857	5,650,883	5,627,749

※ 一般勘定、承継債権管理回収勘定、年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定では、長期貸付金が総資産の大半を占めています。

② 行政コスト計算書（P51 参照）

令和 4 年度の法人全体の行政コストは 214, 468 百万円であり、主な発生要因は次のとおりです。

- 共済勘定の行政コスト 124, 342 百万円のうち 123, 556 百万円は、退職手当共済事業において支給している社会福祉施設等の職員の方々への退職手当給付金となっています。
- 一般勘定の行政コスト 58, 728 百万円のうち 51, 729 百万円は、福祉医療貸付事業における福祉、医療施設への融資の財源となる財政融資資金借入金等や機構債に係る支払利息等及び長期貸付金等に対する貸倒引当金繰入となっています。
- 保険勘定の行政コスト 29, 069 百万円のうち 21, 849 百万円は、心身障害者扶養保険事業において支給している障害のある方への給付金及び支払保険料となっています。

各事業の実施にあたっては、補助金や事業収入等により必要な財源を確保しています。（P19 参照）

なお、法人全体の行政コスト 214, 468 百万円から自己収入等（補助金等に基づく収益以外の収益）135, 647 百万円を除き、機会費用 1, 342 百万円を加えた 80, 163 百万円が業務運営に関して「国民の負担に帰せられるコスト」となっています。（同コストについては、独立行政法人会計基準に基づく注記事項として記載しております。）

③ 損益計算書 (P51 参照)

法人全体及び各勘定の当期総利益（損失）の要因は以下のとおりです。全8勘定のうち、2勘定で当期総損失を計上する一方、4勘定で当期総利益を計上し、2勘定は損益均衡となり法人全体で当期総損失 20,620 百万円を計上しています。

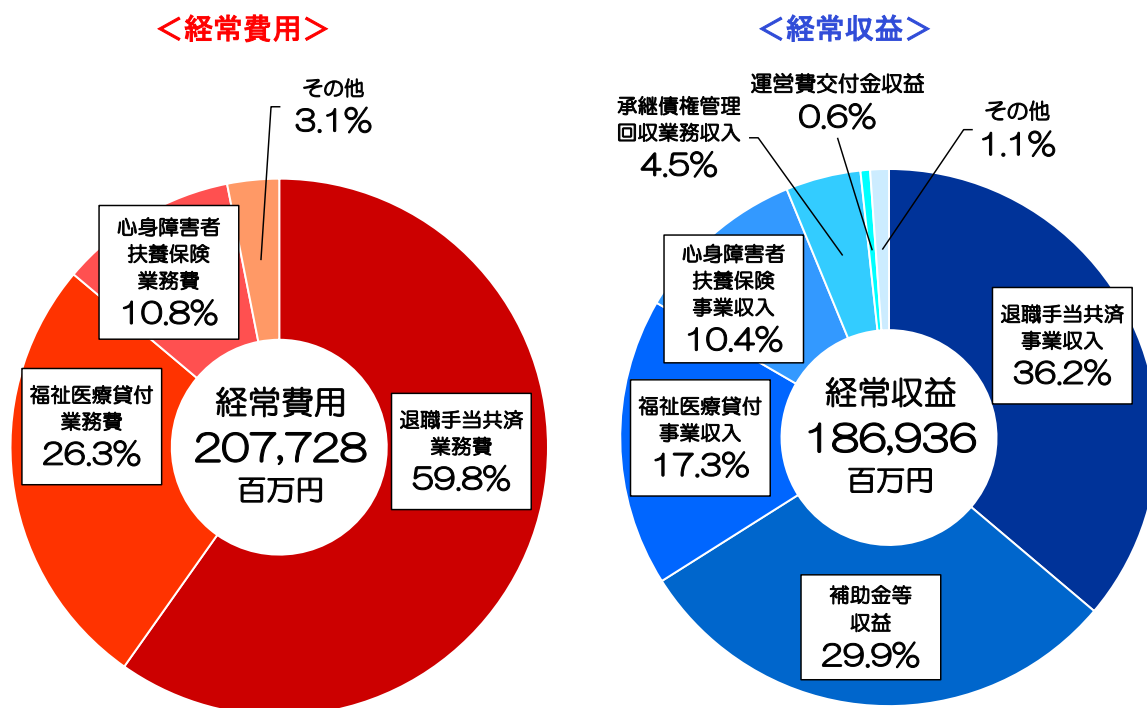


経常費用、経常収益の内訳については、以下のとおりです。

経常費用について、退職手当共済事業における社会福祉施設等の職員の方々への退職手当給付金 123,556 百万円を含む退職手当共済業務費が 59.8%、次いで、福祉医療貸付事業における福祉、医療施設への融資の財源となる財政融資資金借入金や機構債の支払利息及び長期貸付金等に対する貸倒引当金繰入 26,228 百万円を含む福祉医療貸付業務費が 26.3%となり、これらが大半を占めています。

一方、経常収益については、退職手当共済業務費に対応する退職手当共済事業収入、各事業・業務の財源となる補助金等収益及び福祉医療貸付事業収入などが大半を占めています。

なお、経常収益と経常費用の差額に、臨時利益、臨時損失及び前中期目標期間繰越積立金取崩額を加（減）算した結果、当期総損失は 20,620 百万円となっています。そのうち、承継債権管理回収勘定の当期総利益 7,388 百万円については、関係法に基づき令和 5 年 7 月に国庫納付を行う予定であり、残額については、該当勘定において利益剰余金又は繰越欠損金として計上しています。



【事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）】

（単位：百万円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一 般 勘 定	△ 2,876	4,443	808	△ 21,939	△ 20,895
共 済 勘 定	5,187	1,405	209	2,103	△ 4,650
保 険 勘 定	△ 710	△ 3,454	2,698	△ 1,312	△ 2,793
承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	15,591	13,056	10,857	8,975	7,334
年 金 担 保 債 権 管 理 回 収 勘 定	△ 138	81	141	30	208
労 災 年 金 担 保 債 権 管 理 回 収 勘 定	△ 4	0	1	1	4
一 時 金 支 払 等 勘 定		－	△ 10	－	－
補 償 金 支 払 等 勘 定		－	－	－	－
合 計	17,050	15,531	14,704	△ 12,143	△ 20,792

※ 事業損益の経年比較において、昨年度から大きな変動がある勘定の変動要因は次のとおりです。

- 共 済 勘 定 . . . 退職手当給付金の増加に伴い損失を計上しています。
- 保 険 勘 定 . . . 運用利回りの悪化に伴う運用損及び心身障害者扶養保険責任準備金繰入の発生に伴い損失を計上しています。
- 承継債権管理
回 収 勘 定 . . . 債権残高の減少に伴う利息収入の減により毎年度利益が減少しています。

④ 純資産変動計算書（P52 参照）

令和 4 年度においては、法人全体で当期総損失を計上したことにより繰越欠損金は 29,406 百万円となりました。

また、機構法附則第 5 条の 2 第 8 項に基づく国庫納付（承継債権管理回収勘定）及び通則法第 46 条の 2 第 1 項に基づく国庫納付（労災年金担保債権管理回収勘定）により資本金が 47,923 百万円減少したことから、純資産額は 364,372 百万円となっています。

なお、上記の国庫納付は、法令で定められた定期的な国庫納付及び事業規模を勘案した国庫納付であるため、事業・業務の実施に影響は生じていません。

⑤ キャッシュ・フロー計算書（P52 参照）

業務活動によるキャッシュ・フローでは、貸付けによる支出等を要因として支出 626,834 百万円が収入 562,354 百万円を大きく上回っています。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、有価証券の取得による支出 20,500 百万円が有価証券の償還による収入 12,300 百万円を上回っているほか、財務活動によるキャッシュ・フローでは、長期借入れによる収入 371,450 百万円が長期借入金の返済による支出 295,146 百万円を大きく上回っています。

適時適切に資金繰りの管理を実施し必要となる財源を確保しているため、事業、業務の実施に影響は生じていません。

(2) 財政状態及び運営状況について

財政状態及び運営状況を把握するため、独立行政法人会計基準及び内部規程等に基づき適時適切に分析・検証が実施されるガバナンス態勢を整備しています。

担当部門において分析・検証された内容については、必要に応じて随時報告が行われているほか、ガバナンス委員会及び経営企画会議により報告内容の確認及び評価を行っています。

財政状態及び業務運営は、P53～P58 の説明のとおり、国民の皆さまに公共性の高いサービスを持続的に提供するにあたり問題は生じていません。

14. 内部統制の運用に関する情報

機構の役職員の職務執行にあたっては、通則法、機構法及び他の法令を遵守するとともに、業務方法書に基づく、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備・運用しています。主な項目とその実施状況については、以下のとおりです。

[内部統制の整備及び運用（業務方法書第 56 条、第 60 条）]

内部統制システムの整備・運用を目的として「ガバナンス委員会」を設置し、継続的に運用の見直しを図ることとしています。同委員会は原則、四半期毎に開催し、リスク等管理に係る各種モニタリング活動の報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた関連規程等の見直しを実施しています。

なお、福祉医療貸付事業に係る信用リスクについては、効率的かつ効果的にガバナンスが発揮できる態勢を構築するため、ガバナンス委員会から当該審議機能を委嘱した「信用リスク分科会」を設置し、原則、四半期毎に開催しています。

[監事監査・内部監査（業務方法書第 64 条、第 65 条）]

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行い、監査の結果等を記載した監査報告を作成し、理事長及び厚生労働大臣に提出します。また、改善が必要であると判断した事項があるときには、監査報告にその旨を記載します。

また、機構は監査室を設置し、内部監査を実施するとともに、その結果に対する改善措置状況を理事長に報告することとなっています。令和 4 年度においては、リスク管理強化に向けた態勢の整備、事務リスクの管理等についての内部監査を実施し、適正に実施されていることを確認しています。

[予算の適正な配分（業務方法書第 67 条）]

運営費交付金を原資とする予算については、評価結果の活用など予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備することとしています。

令和 4 年度においても、適正に予算を配分するとともに、定期的に各部の執行状況を把握し、執行状況等を踏まえた予算配分の見直しを実施しています。

[入札及び契約に関する事項（業務方法書第 71 条）]

入札及び契約に関しては、監事及び外部有識者で構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程等を整備しています。

令和 4 年度においては、契約監視委員会を 6 月に開催し、令和 3 年度の調達実績の事後点検を行い、審議概要をホームページにて公表しています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和	29 年	社会福祉事業振興会設立、福祉貸付事業開始
	35 年	医療金融公庫設立、医療貸付事業開始
	36 年	退職手当共済事業開始（社会福祉事業振興会）
	40 年	大阪支店を開設し、貸付業務開始（医療金融公庫）
	45 年	心身障害者扶養保険事業開始（社会福祉事業振興会）
	59 年	社会福祉・医療事業団法公布
平成	60 年	社会福祉・医療事業団発足（1 月 1 日） 福祉医療貸付事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業等を承継 経営診断・指導事業開始
	元年	開業医承継支援事業開始
	2 年	長寿社会福祉基金事業開始 福祉・保健情報サービス事業開始
	13 年	年金福祉事業団の解散に伴い、年金担保貸付事業を開始
	14 年	独立行政法人福祉医療機構法公布
	15 年	独立行政法人福祉医療機構発足（社会福祉・医療事業団解散） （10 月 1 日）
	16 年	労働福祉事業団の解散に伴い、労災年金担保貸付事業を開始
	18 年	年金資金運用基金の解散に伴い、承継年金住宅融資等債権管理 回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を開始
	19 年	開業医承継支援事業廃止
	20 年	承継教育資金貸付けあっせん業務休止
	22 年	基金の国庫返納に伴い、長寿社会福祉基金事業を廃止し、社会 福祉振興助成事業を開始
	29 年	承継教育資金貸付けあっせん業務廃止
	31 年	一時金支払等業務開始
令和	元年	補償金支払等業務開始
	4 年	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の申込受付終了に 伴い、年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回 収業務を開始

(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）

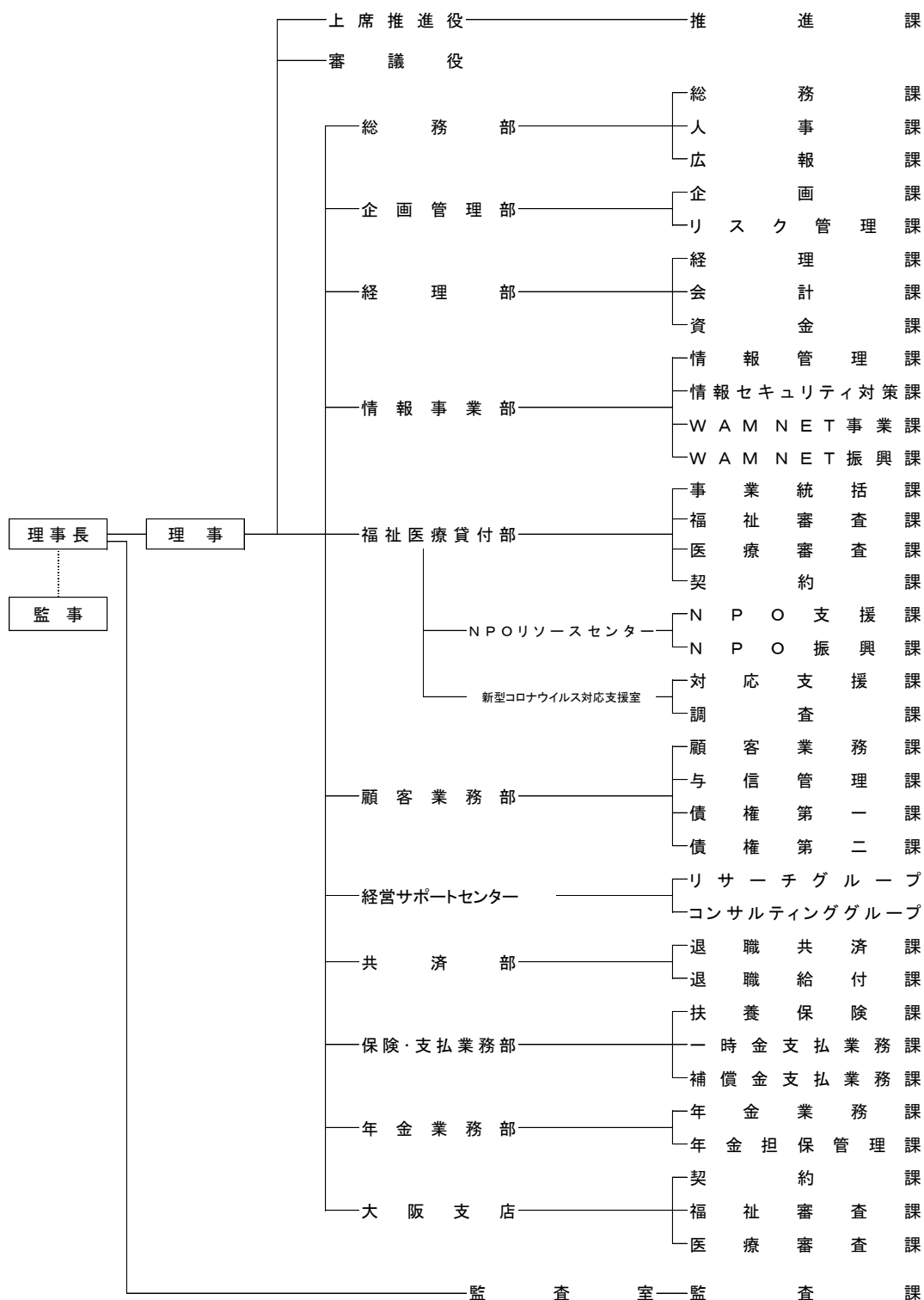
(3) 主務大臣

厚生労働大臣

【担当部局】 社会・援護局福祉基盤課、医政局医療経営支援課、
社会・援護局障害保健福祉部企画課、年金局資金運用課、
労働基準局労災保険業務課、子ども家庭局母子保健課
健康局難病対策課

(4) 組織図

独立行政法人福祉医療機構の組織(令和5年3月31日)



(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本部：東京都港区虎ノ門4丁目3番13号（ヒューリック神谷町ビル1・9・10階）

支店：大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号（イトウビル3階）

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当なし

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経 常 費 用	177,616	177,890	191,718	203,560	207,728
経 常 収 益	194,666	193,421	206,422	191,417	186,936
当 期 総 利 益 (又は当期総損失(△))	17,237	20,172	16,633	△ 10,982	△ 20,620
資 産	4,074,074	3,961,948	5,342,857	5,650,883	5,627,749
負 債	3,565,562	3,523,318	4,926,433	5,208,901	5,263,377
利 益 剰 余 金 (又は繰越欠損金(△))	14,975	19,121	22,266	281	△ 29,406
業 務 活 動 に よ る キャッシュ・フロー	39,057	86,012	△ 1,467,388	△ 400,773	△ 64,480
投 資 活 動 に よ る キャッシュ・フロー	△ 20,023	△ 11,911	89,097	9,622	△ 7,356
財 務 活 動 に よ る キャッシュ・フロー	△ 56,204	△ 68,957	1,454,066	387,766	53,974
資 金 期 末 残 高	29,462	34,606	110,381	106,996	89,135

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

翌事業年度において適切に事業、業務が実施できるよう、以下のとおり予算、収支計画及び資金計画を作成しています。

【令和 5 年度 予算】

(単位：百万円)

収 入	金 額	支 出	金 額
運営費交付金	3,163	福祉医療貸付事業費	31,874
国庫補助金	28,221	東日本大震災復興福祉医療貸付事業費	31
利子補給金	2,706	社会福祉振興助成事業費	840
福祉医療貸付事業収入	34,434	退職手当共済事業費	129,543
経営指導事業収入	73	心身障害者扶養保険事業費	33,695
福祉保健医療情報サービス事業収入	4	年金担保債権管理回収業務費	160
社会福祉振興助成事業収入	12	労災年金担保債権管理回収業務費	2
退職手当共済事業収入	102,399	一時金支払金	961
心身障害者扶養保険事業収入	33,695	補償金支払金	1,236
承継債権管理回収業務収入	7,077	業務経費	5,228
年金担保債権管理回収業務収入	224	一般管理費	313
労災年金担保債権管理回収業務収入	4	人件費	3,085
寄附金収入	180		
利息収入	0		
雑収入	13		
計	212,205	計	206,968

【令和 5 年度 収支計画】

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	200,112
経常費用	200,092
福祉医療貸付業務費	37,894
経営指導業務費	239
福祉保健医療情報サービス業務費	2,087
社会福祉振興助成業務費	874
退職手当共済業務費	129,919
心身障害者扶養保険業務費	22,038
承継債権管理回収業務費	770
年金担保債権管理回収業務費	206
労災年金担保債権管理回収業務費	4
一時金支払等業務費	969
補償金支払等業務費	1,245
一般管理費	255
減価償却費	532
人件費	3,058
臨時損失	
退職手当給付費支払資金繰入	20
収益の部	204,958
運営費交付金収益	2,893
福祉医療貸付事業収入	34,839
経営指導事業収入	73
福祉保健医療情報サービス事業収入	4
社会福祉振興助成事業収入	12
退職手当共済事業収入	68,836
心身障害者扶養保険事業収入	20,257
承継債権管理回収業務収入	7,028
年金担保債権管理回収業務収入	188
労災年金担保債権管理回収業務収入	4
補助金等収益	60,597
寄附金収益	232
資産見返運営費交付金戻入	252
資産見返補助金等戻入	88
賞与引当金見返に係る収益	161
退職給付引当金見返に係る収益	109
財務収益	0
雑益	6
臨時利益	9,225
退職手当給付費支払資金戻入益	5,952
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益	3,273
前中期目標期間繰越積立金取崩額	154
総利益	4,846

【令和５年度 資金計画】

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	905,181
業務活動による支出	554,366
福祉医療貸付事業費	31,905
福祉医療貸付金による支出	317,500
社会福祉振興助成金による支出	608
子供の未来応援支援金による支出	232
退職手当共済事業費	129,523
心身障害者扶養保険事業費	22,018
年金担保債権管理回収業務費	160
労災年金担保債権管理回収業務費	2
一時金支払金による支出	961
補償金支払金による支出	1,236
人件費支出	3,085
その他の業務支出	5,560
国庫納付金の支払額	41,575
投資活動による支出	
金銭の信託の増加による支出	11,677
財務活動による支出	273,099
長期借入金の返済による支出	251,099
債券の償還による支出	22,000
翌年度への繰越金	66,039
資金収入	905,181
業務活動による収入	524,657
福祉医療貸付事業収入	34,434
福祉医療貸付回収金による収入	290,394
経営指導事業収入	73
福祉保健医療情報サービス事業収入	4
社会福祉振興助成事業収入	12
退職手当共済事業収入	68,836
心身障害者扶養保険事業収入	19,308
承継債権管理回収業務収入	7,077
承継融資業務収入	31,325
年金担保債権管理回収業務収入	224
年金担保貸付回収金による収入	10,805
労災年金担保債権管理回収業務収入	4
労災年金担保貸付回収金による収入	268
運営費交付金収入	3,163
補助金等収入	58,537
寄附金収入	180
その他の業務収入	13
投資活動による収入	17,987
金銭の信託の減少による収入	14,387
有価証券の償還による収入	3,600
財務活動による収入	286,100
長期借入れによる収入	266,100
債券の発行による収入	20,000
前年度よりの繰越金	76,437

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

【貸借対照表】

現金及び預金等	： 現金、預金、金銭の信託及び満期保有を目的とする有価証券など
有形固定資産	： 土地、建物、車両、工具など長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
無形固定資産	： ソフトウェアなど長期にわたって使用又は利用する無形の固定資産
長期貸付金等	： 福祉医療貸付事業、承継債権管理回収業務、年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務に係る貸付金
借入金・債券等	： 事業資金等の調達のため独立行政法人が借り入れた長期（短期）借入金及び発行する債券
法令に基づく引当金等	： 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）（※）の規定に基づき計上している退職手当給付費支払資金、心身障害者扶養保険責任準備金
資本金	： 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	： 国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
繰越欠損金	： 独立行政法人の業務に関連して発生した欠損金の累計額

※令和5年4月1日付にて「独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令」に改正

【行政コスト計算書】

行政コスト	： 独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものの
-------	--------------------------------------

【損益計算書】

業務経費等	： 独立行政法人の業務に要した費用
人件費等	： 給与、賞与、法定福利費、賞与引当金繰入、退職給付費用等、独立行政法人の役職員等に要する経費
減価償却費	： 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
補助金等収益等	： 国・地方公共団体等の補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
自己収入等	： 貸付金利息収入、手数料収入、掛金などの収益
臨時損失	： 法令に基づく引当金等の繰入等が該当
臨時利益	： 法令に基づく引当金等の戻入等が該当
その他調整額	： 前中期目標期間繰越積立金の取崩額

【キャッシュ・フロー計算書】

業務活動によるキャッシュ・フロー	： 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	： 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券等の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	： 債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

